

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年9月28日提出
【計算期間】	第1期(自 2017年6月23日至 2018年7月5日)
【ファンド名】	野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7） 野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7） 野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7） 野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7） 野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7） 野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7） 野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7） 野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7） 野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7） 野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7） 野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

「野村ブル・ベア セレクト7」は、11本のスイッチング可能なファンドから構成されています。

「米国株スーパーブル7」

米国の株価指数を対象とした先物取引（「米国の株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが米国の株式市場全体の日々の値動きの概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行ないます。

「米国株スーパーベア7」

米国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが米国の株式市場全体の日々の値動きの概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行ないます。

「米国国債4倍ブル7」

米国国債を対象とした先物取引（「米国国債先物取引」といいます。）を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが米国の長期国債市場の日々の値動きの概ね4倍程度となる投資成果を目指して運用を行ないます。

「米国国債4倍ベア7」

米国国債先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが米国の長期国債市場の日々の値動きの概ね4倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行ないます。

「円安ドル高トレンド7」

選択権付き為替予約取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが円から見た米国ドルの日々の値動きの概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行ないます。

「円高ドル安トレンド7」

選択権付き為替予約取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが円から見た米国ドルの日々の値動きの概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行ないます。

「円安ユーロ高トレンド7」

選択権付き為替予約取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが円から見たユーロの日々の値動きの概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行ないます。

「円高ユーロ安トレンド7」

選択権付き為替予約取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが円から見たユーロの日々の値動きの概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行ないます。

「円安豪ドル高トレンド7」

選択権付き為替予約取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが円から見た豪ドルの日々の値動きの概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行ないます。

「円高豪ドル安トレンド7」

選択権付き為替予約取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが円から見た豪ドルの日々の値動きの概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行ないます。

「マネー ポートフォリオ7」

円建ての公社債等を主要投資対象とし、主として流動性の確保を図ることを目的として安定運用を

行ないます。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき1,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7））

（野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ()	
		資産複合	特殊型 (ブル・ベア型)

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		ブル・ベア型
	年2回	日本		
	年4回	北米	あり (フルヘッジ)	条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		ロング・ショート 型/絶対収益追求 型
不動産投信	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米	なし	
その他資産 (株価指数先物 取引)		アフリカ		その他 ()
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

各ファンドは、米国の株価指数先物取引を主要取引対象とします。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（株価指数先物取引））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7））

（野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 ()	
		資産複合	特殊型 (ブル・ベア型)

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	あり (フルヘッジ)	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		条件付運用型
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	なし	ロング・ショート 型/絶対収益追求 型
不動産投信	日々	オセアニア		その他 ()
その他資産 (債券先物取引)	その他 ()	中南米		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

各ファンドは、米国国債先物取引を主要取引対象とします。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（債券先物取引））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7））

（野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
---------	--------	-------------------	------

単 位 型	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
追 加 型	内 外	不動産投信	
		その他資産 (通貨)	特 殊 型 (ブル・ベア型)
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	条件付運用型 ロング・ショート型/絶 対収益追求型 その他 ()
不動産投信			
その他資産 (選択権付き為替 予約取引)			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

各ファンドは、選択権付き為替予約取引を主要取引対象とします。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（選択権付き為替予約取引））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（通貨））とが異なります。

（野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7））

（野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単 位 型	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
追 加 型	内 外	不動産投信	
		その他資産 (通貨)	特 殊 型 (ブル・ベア型)
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
--------	------	--------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	条件付運用型
不動産投信	年4回	北米	ロング・ショート型/絶対収益追求型
その他資産 (選択権付き為替 予約取引)	年6回 (隔月)	欧州	
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア	
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア	
	その他 ()	中南米	その他 ()
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

各ファンドは、選択権付き為替予約取引を主要取引対象とします。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（選択権付き為替予約取引））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（通貨））とが異なります。

（野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7））

（野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 (通貨)	特殊型 (ブル・ベア型)
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
--------	------	--------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回		ブル・ベア型
	年4回	日本	
債券 一般	年6回 (隔月)	北米	条件付運用型
公債		欧州	
社債	年12回 (毎月)	アジア	ロング・ショート型/絶 対収益追求型
その他債券 クレジット属性 ()	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	
その他資産 (選択権付き為替 予約取引)		アフリカ	その他 ()
		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

各ファンドは、選択権付き為替予約取引を主要取引対象とします。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（選択権付き為替予約取引））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（通貨））とが異なります。

（野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
--------	------	--------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル
	年2回	
	年4回	日本
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米
		欧州
	年12回 (毎月)	アジア
	日々	オセアニア
不動産投信		中南米
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ
資産複合 ()		中近東 (中東)
資産配分固定型 資産配分変型		エマージング

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

〔 補足分類 〕

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

〔 投資対象資産による属性区分 〕

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔 決算頻度による属性区分 〕

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

〔 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) 〕

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載

があるものをいう。

(8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

(1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

(1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

(1) 日経225

(2) TOPIX

(3) その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

〔特殊型〕

(1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

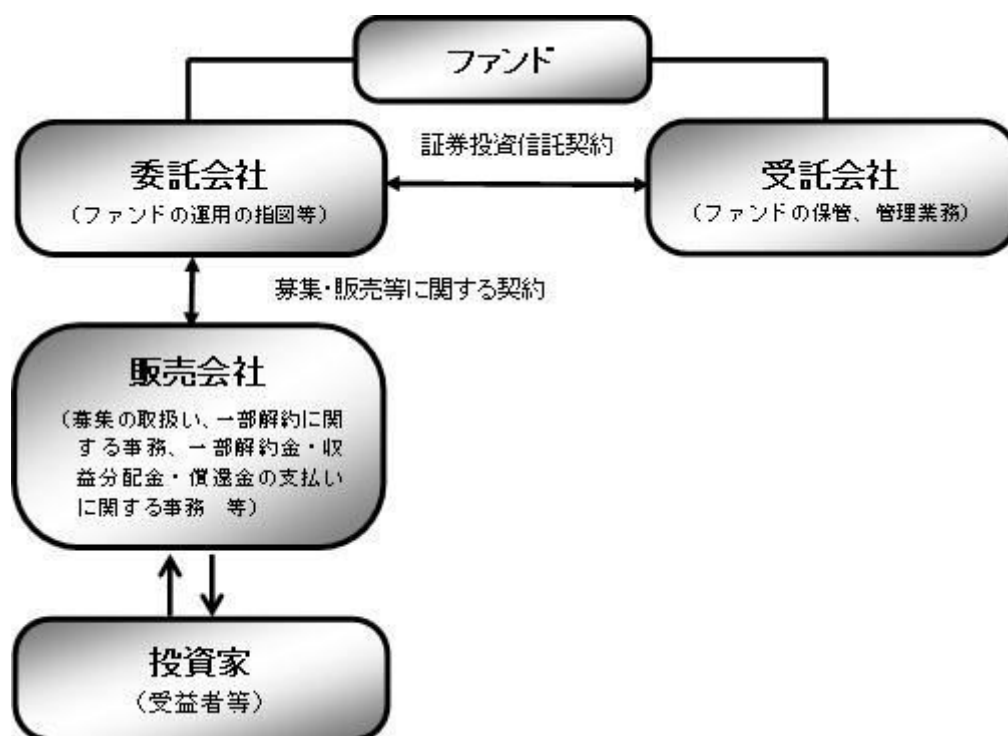
(4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年6月23日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7）
	野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7）
	野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7）
	野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7）
	野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7）
	野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7）
	野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）
	野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）
	野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）
	野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）
	野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

■ 委託会社の概況(2018年8月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村
アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

2003年6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

「米国株スーパーブル7」

米国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが米国の株式市場全体の日々の値動きの概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行ないます。

運用にあたっては、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コール・ローン等にも投資するとともに、米国の株価指数先物取引の買建てを行ないます。

信託財産の純資産総額に対する米国の株価指数先物取引の買建ての額は、原則として純資産の概ね2倍程度となるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に米国の株価指数先物取引により対応を行ないます。

外貨建資産については、原則として外国為替予約取引等を活用した為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

「米国株スーパーベア7」

米国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが米国の株式市場全体の日々の値動きの概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行ないます。

運用にあたっては、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コール・ローン等にも投資するとともに、米国の株価指数先物取引の売建てを行ないます。

信託財産の純資産総額に対する米国の株価指数先物取引の売建ての額は、原則として純資産の概ね2倍程度となるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に米国の株価指数先物取引により対応を行ないます。

外貨建資産については、原則として外国為替予約取引等を活用した為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

「米国国債4倍ブル7」

米国国債先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが米国の長期国債市場の日々の値動きの概ね4倍程度となる投資成果を目指して運用を行ないます。

運用にあたっては、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コール・ローン等にも投資するとともに、米国国債先物取引の買建てを行ないます。

信託財産の純資産総額に対する米国国債先物取引の買建ての額は、原則として純資産の概ね4倍程度となるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に米国国債先物取引により対応を行ないます。

外貨建資産については、原則として外国為替予約取引等を活用した為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

「米国国債4倍ベア7」

米国国債先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが米国の長期国債市場の日々の値動きの概ね4倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行ないます。

運用にあたっては、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コール・ローン等にも投資するとともに、米国国債先物取引の売建てを行ないます。

信託財産の純資産総額に対する米国国債先物取引の売建ての額は、原則として純資産の概ね4倍程度となるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に米国国債先物取引により対応を行ないます。

外貨建資産については、原則として外国為替予約取引等を活用した為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

《価格変動のイメージ図》



* 上記は、対象先物価格の値動きと基準価額の値動きの関係をご理解頂くためのイメージ図です。実際のファンドの値動きとは異なる場合があります。

「円安ドル高トレンド7」

選択権付き為替予約取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが円から見た米国ドルの日々の値動きの概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行ないます。

運用にあたっては、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コール・ローン等にも投資するとともに、選択権付き為替予約取引を行ないます。

信託財産の純資産総額に対する選択権付き為替予約取引の実質的な予約額の割合が原則として2倍程度となるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に選択権付き為替予約取引により対応を行ないます。

「円高ドル安トレンド7」

選択権付き為替予約取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが円から見た米国ドルの日々の

値動きの概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行ないます。

運用にあたっては、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コール・ローン等にも投資するとともに、選択権付き為替予約取引を行ないます。

信託財産の純資産総額に対する選択権付き為替予約取引の実質的な予約額の割合が原則として2倍程度となるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に選択権付き為替予約取引により対応を行ないます。

「円安ユーロ高トレンド7」

選択権付き為替予約取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが円から見たユーロの日々の値動きの概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行ないます。

運用にあたっては、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コール・ローン等にも投資するとともに、選択権付き為替予約取引を行ないます。

信託財産の純資産総額に対する選択権付き為替予約取引の実質的な予約額の割合が原則として2倍程度となるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に選択権付き為替予約取引により対応を行ないます。

「円高ユーロ安トレンド7」

選択権付き為替予約取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが円から見たユーロの日々の値動きの概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行ないます。

運用にあたっては、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コール・ローン等にも投資するとともに、選択権付き為替予約取引を行ないます。

信託財産の純資産総額に対する選択権付き為替予約取引の実質的な予約額の割合が原則として2倍程度となるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に選択権付き為替予約取引により対応を行ないます。

「円安豪ドル高トレンド7」

選択権付き為替予約取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが円から見た豪ドルの日々の値動きの概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行ないます。

運用にあたっては、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コール・ローン等にも投資するとともに、選択権付き為替予約取引を行ないます。

信託財産の純資産総額に対する選択権付き為替予約取引の実質的な予約額の割合が原則として2倍程度となるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に選択権付き為替予約取引により対応を行ないます。

「円高豪ドル安トレンド7」

選択権付き為替予約取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが円から見た豪ドルの日々の値動きの概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行ないます。

運用にあたっては、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コール・ローン等にも投資するとともに、選択権付き為替予約取引を行ないます。

信託財産の純資産総額に対する選択権付き為替予約取引の実質的な予約額の割合が原則として2倍程度となるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に選択権付き為替予約取引により対応を行ないます。

《価格変動のイメージ図》



- 1 円安ファンドとは、「円安ドル高トレンド7」「円安ユーロ高トレンド7」「円安豪ドル高トレンド7」を指します。
- 2 円高ファンドとは、「円高ドル安トレンド7」「円高ユーロ安トレンド7」「円高豪ドル安トレンド7」を指します。
- * 上記は、対円為替レートの値動きと基準価額の値動きの関係をご理解頂くためのイメージ図です。実際のファンドの値動きとは異なる場合があります。

「マネー ポートフォリオ7」

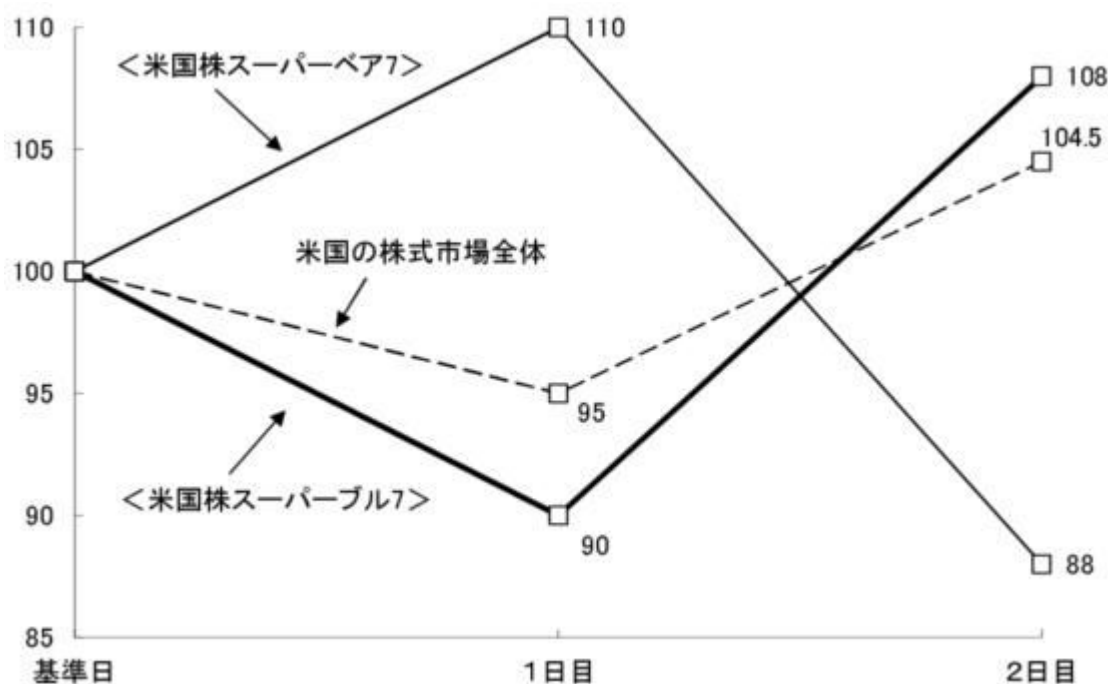
円建ての公社債等を主要投資対象とし、主として流動性の確保を図ることを目的として安定運用を行ないます。

円建ての公社債等に投資を行ない、主として流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■基準価額の値動きについての留意点■

「米国株スーパーブル7」は、日々の基準価額の値動きが株式市場全体の値動きの「概ね2倍程度」、
「米国株スーパーベア7」は、日々の基準価額の値動きが株式市場全体の値動きの「概ね2倍程度反対」となることを目指して運用を行ないます。従って、たとえ正確に運用目標が達成されたとしても、**2日以上離れた日との比較においては、「概ね2倍程度」および「概ね2倍程度反対」とはなりませんので、十分ご注意ください。**



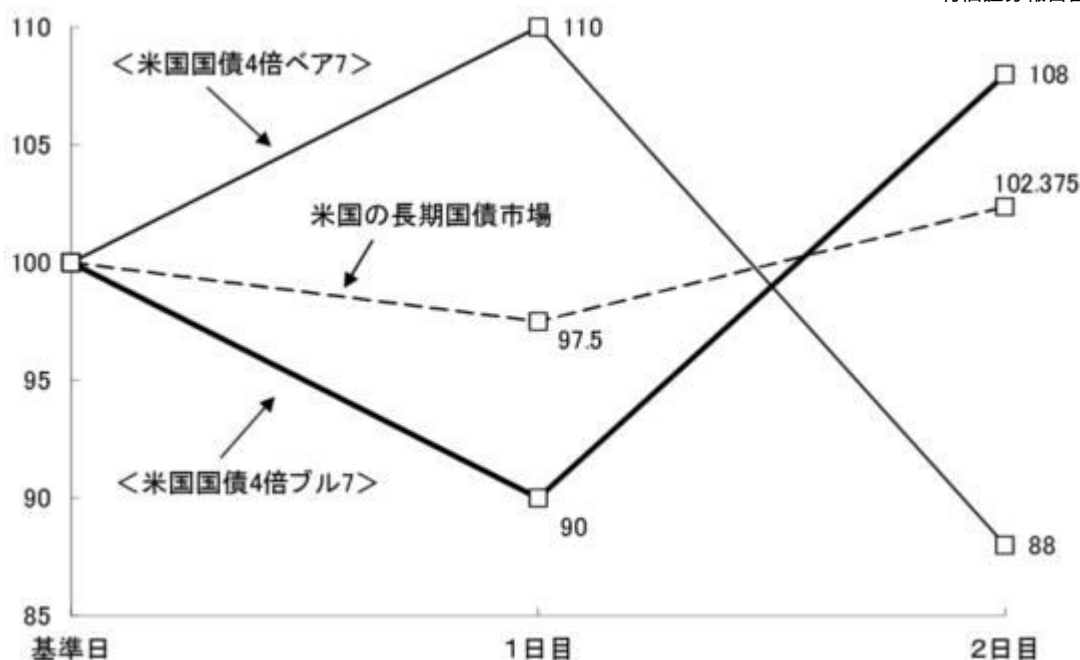
上の図表のように、株式市場全体が1日目に5%下落、2日目に10%上昇した場合、運用目標が完全に達成されれば、「米国株スーパーブル7」は10%下落、20%上昇、「米国株スーパーベア7」は10%上昇、20%下落というようにそれぞれ推移します。これを、基準日から2日目までの値動きでみると、株式市場全体は4.5%上昇、「米国株スーパーブル7」は8%上昇、「米国株スーパーベア7」は12%下落となり、「概ね2倍程度」および「概ね2倍程度反対」とはなりません。

（ 以上の例は日々において正確に運用目標が達成された場合を前提としています。 ）

この例示は、株式市場全体の値動きと基準価額の値動きの関係を説明するための計算例であり、**実際の値動きを示したものではありません。**

また、実際のファンドでは、信託報酬などのコスト負担や、設定・解約の影響などにより、運用目標が完全に達成されるとは限りません。

「米国国債4倍ブル7」は、日々の基準価額の値動きが長期国債市場の値動きの「概ね4倍程度」、「米国国債4倍ベア7」は、日々の基準価額の値動きが長期国債市場の値動きの「概ね4倍程度反対」となることを目指して運用を行ないます。従って、たとえ正確に運用目標が達成されたとしても、**2日以上離れた日との比較においては、「概ね4倍程度」および「概ね4倍程度反対」とはなりません**ので、十分ご注意ください。



上の図表のように、長期国債市場が1日目に2.5%下落、2日目に5%上昇した場合、運用目標が完全に達成されれば、「米国国債4倍ブル」は10%下落、20%上昇、「米国国債4倍ベア」は10%上昇、20%下落というようにそれぞれ推移します。これを、基準日から2日目までの値動きでみると、長期国債市場は2.375%上昇、「米国国債4倍ブル」は8%上昇、「米国国債4倍ベア」は12%下落となり、「概ね4倍程度」および「概ね4倍程度反対」とはなりません。

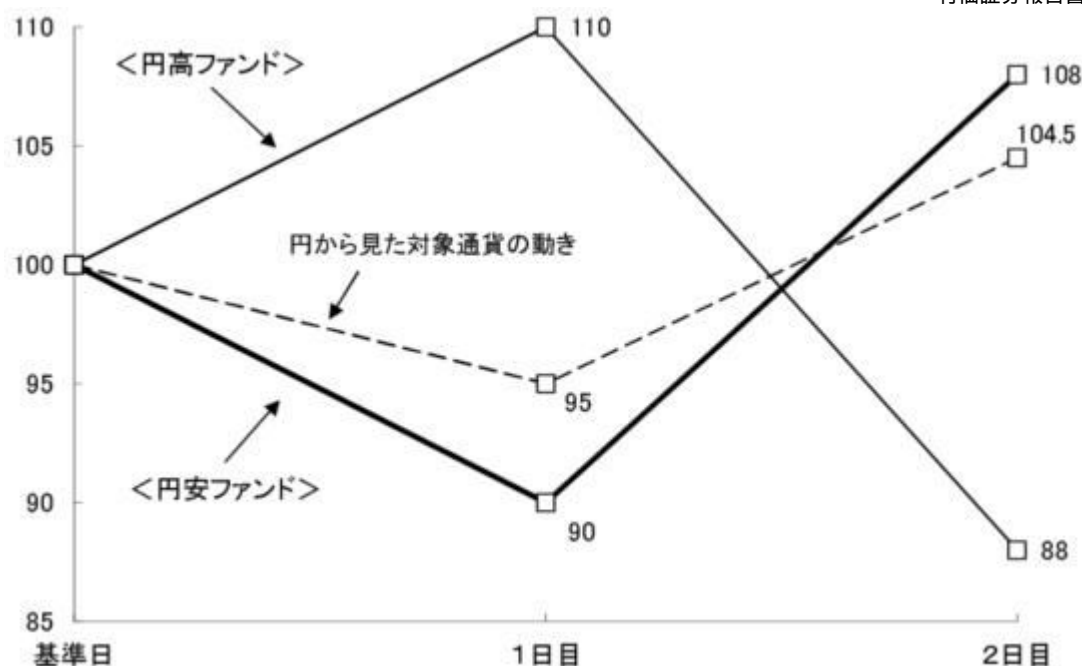
（ 以上の例は日々において正確に運用目標が達成された場合を前提としています。 ）

この例示は、長期国債市場の値動きと基準価額の値動きの関係を説明するための計算例であり、**実際の値動きを示したものではありません。**

また、実際のファンドでは、信託報酬などのコスト負担や、設定・解約の影響などにより、運用目標が完全に達成されるとは限りません。

「円安ドル高トレンド」7、「円安ユーロ高トレンド」7および「円安豪ドル高トレンド」7の各ファンド（「円安ファンド」といいます。）は、日々の基準価額の値動きが、円から見た対象通貨の値動きの「概ね2倍程度」、「円高ドル安トレンド」7、「円高ユーロ安トレンド」7および「円高豪ドル安トレンド」7の各ファンド（「円高ファンド」といいます。）は、日々の基準価額の値動きが、円から見た対象通貨の値動きの「概ね2倍程度反対」となる投資成果を目指して各々運用を行ないます。従って、たとえば正確に運用目標が達成されたとしても、**2日以上離れた日との比較においては、「概ね2倍程度」および「概ね2倍程度反対」とはなりません**ので、十分ご注意ください。

対象通貨は、「円安ドル高トレンド」7および「円高ドル安トレンド」7は米国ドル、「円安ユーロ高トレンド」7および「円高ユーロ安トレンド」7はユーロ、「円安豪ドル高トレンド」7および「円高豪ドル安トレンド」7は豪ドルとなります。



上の図表のように、円から見た対象通貨が1日目に5%下落、2日目に10%上昇した場合、運用目標が完全に達成されれば、「円安ファンド」の基準価額は10%下落、20%上昇、「円高ファンド」の基準価額は、10%上昇、20%下落というようにそれぞれ推移します。これを、基準日から2日目までの値動きでみると、円から見た対象通貨は4.5%の上昇であるのに対し、「円安ファンド」は8%の上昇、「円高ファンド」は12%の下落となり、概ね2倍程度および概ね2倍程度反対とはなりません。

（ 以上の例は日々において正確に運用目標が達成された場合を前提としています。 ）

この例示は、円から見た対象通貨の値動きと「円安ファンド」、「円高ファンド」の各々の基準価額の値動きの関係を示すための計算例であり、**実際の値動きを示したものではありません。**

また、実際のファンドでは、信託報酬などのコスト負担や、設定・解約の影響などにより、運用目標が完全に達成されるとは限りません。

（２）【投資対象】

「米国株ブル・ベア7」	円建ての短期公社債等の短期有価証券を主要投資対象とし、米国の株価指数先物取引を主要取引対象とします。
「米国国債ブル・ベア7」	円建ての短期公社債等の短期有価証券を主要投資対象とし、米国国債先物取引を主要取引対象とします。
「ドルトレンド7」 「ユーロトレンド7」 「豪ドルトレンド7」	円建ての短期公社債等の短期有価証券を主要投資対象とし、選択権付き為替予約取引を利用します。
「マネー ポートフォリオ7」	円建ての公社債等を主要投資対象とします。

利用する先物取引は、流動性、効率性等を勘案して決定します。

なお、当面は以下の通りとします。

「米国株ブル・ベア7」	主としてニューヨークダウ（Dow Jones Industrial Average）を対象とした先物取引を利用する予定です。 ただし、売買高等の市況動向等の変化に応じて、S&P 500指数（S&P 500 Index）等を対象とした先物取引等を利用することがあります。
「米国国債ブル・ベア7」	主として米国10年国債（10-Year U.S. Treasury Note）を対象とした先物取引を利用する予定です。 ただし、売買高等の市況動向等の変化に応じて、その他の年限等を対象とした先物取引等を利用することがあります。

<「米国株ブル・ベア7」、「ドルトレンド7」、「ユーロトレンド7」、「豪ドルトレンド7」>

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの および 」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい

ます。）

- 14．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 17．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 18．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 19．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 21．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1．先物取引等
- 2．スワップ取引

<「米国国債ブル・ベア7」>

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの および 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
- 5．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）
の行使により取得した株券または新株引受権証書
転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 17．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 18．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 19．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 21．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第5号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までおよび第6号の証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号から第4号までおよび第6号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

<「マネー ポートフォリオ7」>

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの および 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

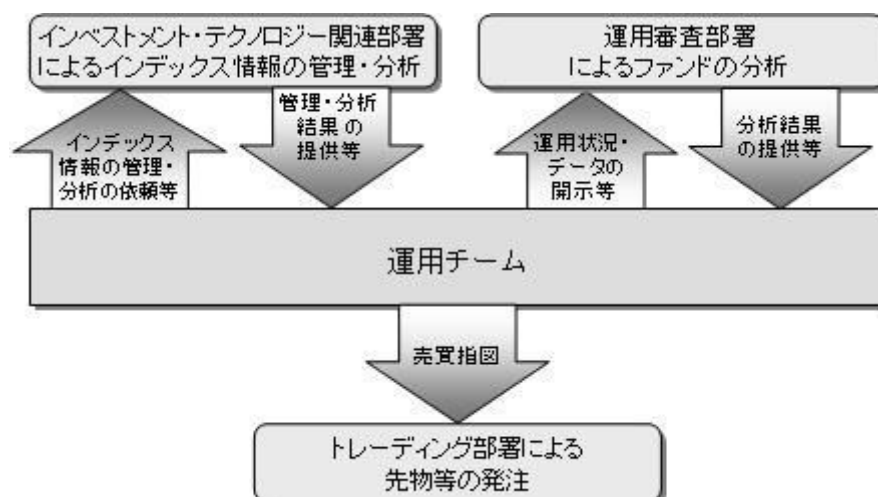
1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

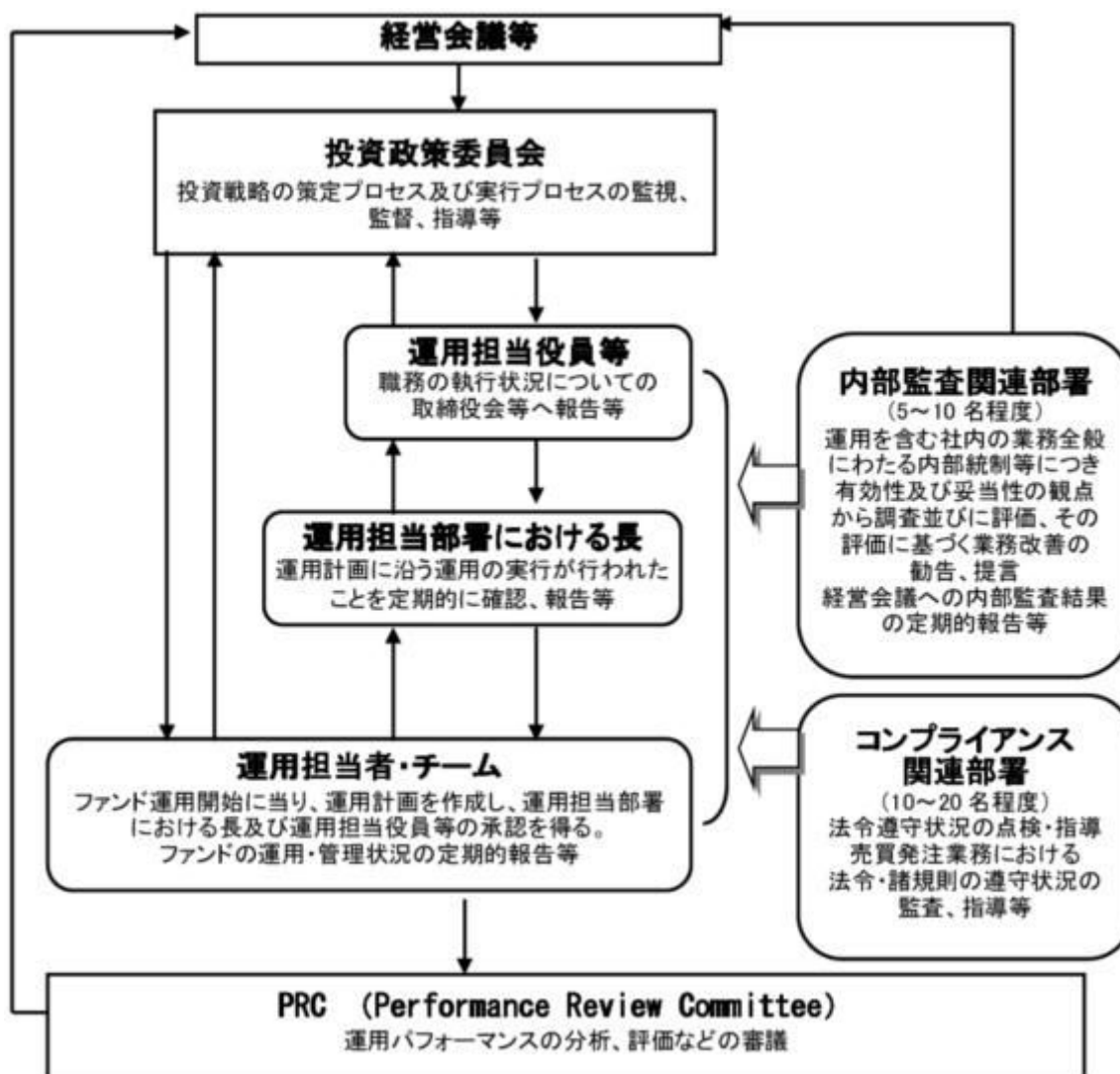
（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、原則として利子・配当等収益等を中心に基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年7月5日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

（５）【投資制限】

＜野村ブル・ベア セレクト7（「マネー ポートフォリオ7」を除く）＞

運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・「米国株ブル・ベア7」について、株式への投資割合には制限を設けません。
- ・「米国国債ブル・ベア7」について、株式への投資は転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ・「ドルトレンド7」、「ユーロトレンド7」および「豪ドルトレンド7」について、株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・「米国株ブル・ベア7」、「米国国債ブル・ベア7」について、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・「米国株ブル・ベア7」について、同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・「米国国債ブル・ベア7」、「ドルトレンド7」、「ユーロトレンド7」および「豪ドルトレンド7」について、同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は

行ないません。

- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式等の範囲(信託約款)

- () 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- () 上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- () 上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図(信託約款)

- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(信託約款)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 上記() 各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- < 「ドルトレンド7」、「ユーロトレンド7」、「豪ドルトレンド7」 >

外国為替予約取引の指図(信託約款)

- () 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- () 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<「マネー ポートフォリオ7」>

運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式等の範囲(信託約款)

- () 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- () 上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- () 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象

とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- () 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

() 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

() 上記() 各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

() 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(信託約款)

() 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

() 上記() の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

() 信託財産の一部解約等の事由により、上記() の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

() 上記() の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(信託約款)

() 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

() 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

() 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

< 「米国株ブル・ベア7」 >

[株価変動リスク]

ファンドは株価指数先物取引を積極的に活用しますので、株価変動の影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

< 「米国国債ブル・ベア7」 >

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは米国国債先物取引を積極的に活用しますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

< 「ドルトレンド7」、「ユーロトレンド7」、「豪ドルトレンド7」 >

[為替変動リスク]

ファンドは選択権付き為替予約取引を積極的に活用しますので、為替変動の影響を受けます。また、円金利が各対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分が、「円安ファンド」では基準価額の上昇要因に、「円高ファンド」では下落要因になります。（「対象通貨の金利＜日本円の金利」の局面においては、逆の要因になります。）

< 「マネー ポートフォリオ7」 >

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行いますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

「野村ブル・ベア セレクト7」の各ファンドは、特定のインデックスへの連動を目指すインデックスファンドではありません。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

ファンドは、主に以下の要因等により、目標とする投資成果が達成できない場合があります。

●各ファンド（「マネー ポートフォリオ7」を除く）

- ・日々の設定・解約等に対応するために行なった株価指数先物取引、米国国債先物取引、選択権付き為替予約取引の約定値段と、当該日の評価値段の差が生じる場合
- ・市場の大幅な変動や流動性の低下等により、株価指数先物取引、米国国債先物取引、選択権付き為替予約取引が成立せず、または、必要な取引数量のうち全部または一部が成立しない場合
- ・取引を行なう先物市場や為替市場において取引規制が行なわれた場合
- ・運用資金が少額、または、設定・解約などにより大幅な増減があった場合

●米国株ブル・ベア7

- ・株価指数先物取引の値動きと株式市場全体の値動きが一致しない場合
- ・株価指数先物取引の証拠金の差し入れ比率が一定水準以上に上げられた場合
- ・株価指数先物取引のロールオーバー（短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引へ乗換える）時に発生する売買手数料等のコスト負担や限月間の価格差（スプレッド）による影響がある場合
- ・為替変動により、株価指数先物取引の買建てあるいは売建ての額を円に換算した額が、目標としている額から乖離する場合

●米国国債ブル・ベア7

- ・米国国債先物取引の値動きと米国の長期国債市場の値動きが一致しない場合
- ・米国国債先物取引の証拠金の差し入れ比率が一定水準以上に上げられた場合
- ・米国国債先物取引のロールオーバー（短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引へ乗換える）時に発生する売買手数料等のコスト負担や限月間の価格差（スプレッド）による影響がある場合
- ・為替変動により、米国国債先物取引の買建てあるいは売建ての額を円に換算した額が、目標としている額から乖離する場合

●ドルトレンド7、ユーロトレンド7、豪ドルトレンド7

- ・選択権付き為替予約取引の値動きと円から見た各対象通貨の値動きが一致しない場合

ファンドの信託期間は、2020年7月6日までとなっております。

原則として基準価額水準のいかにかわらず、同日をもって信託期間終了、償還となりますので、十分ご留意の上お申込みください。

各ファンド（「マネー ポートフォリオ7」を除く）は、取引を行なう先物市場における規制等により商品性の維持が困難であると委託会社が判断した場合、信託期間終了前でも償還となる場合がありますので、十分ご留意の上お申込みください。

マネー ポートフォリオ7は、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産

はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

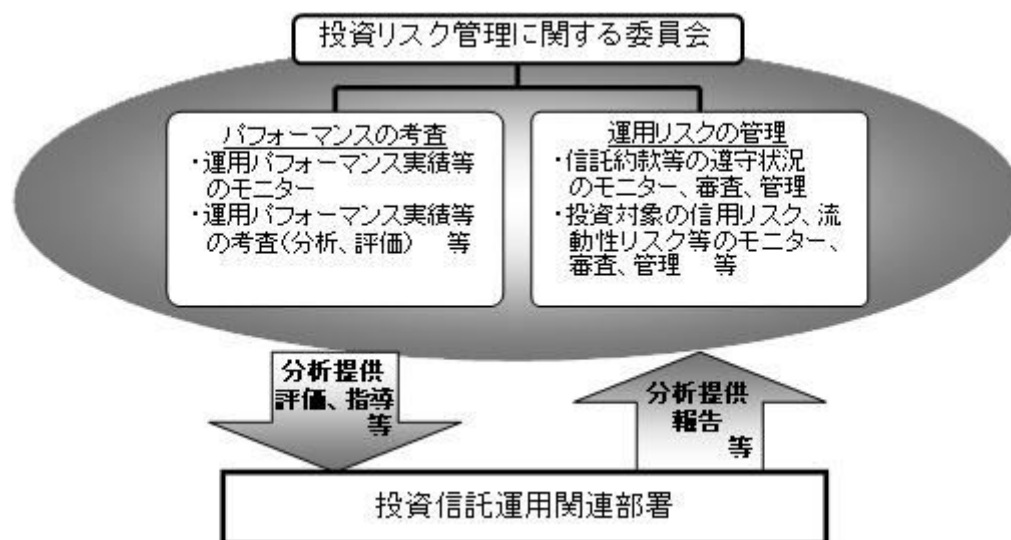
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2013年8月末～2018年7月末：月次）

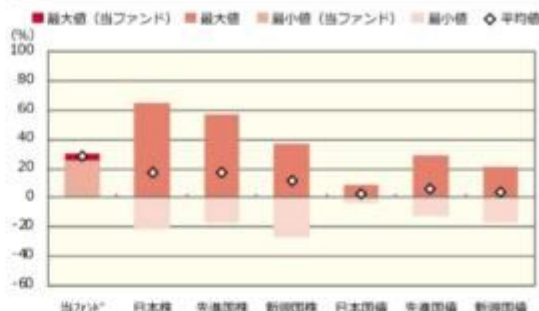
■ 米国株スーパーブル7

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2018年6月から2018年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	30.3	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値 (%)	25.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	27.9	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年8月から2018年7月の5年間（当ファンドは2018年6月から2018年7月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

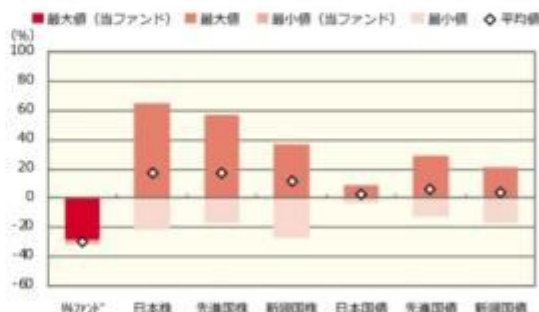
■ 米国株スーパーベア7

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2018年6月から2018年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	△ 28.4	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値 (%)	△ 31.3	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	△ 29.9	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年8月から2018年7月の5年間（当ファンドは2018年6月から2018年7月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

米国国債4倍ブル7

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2018年6月から2018年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	△ 15.1	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値 (%)	△ 17.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	△ 16.4	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年8月から2018年7月の5年間（当ファンドは2018年6月から2018年7月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

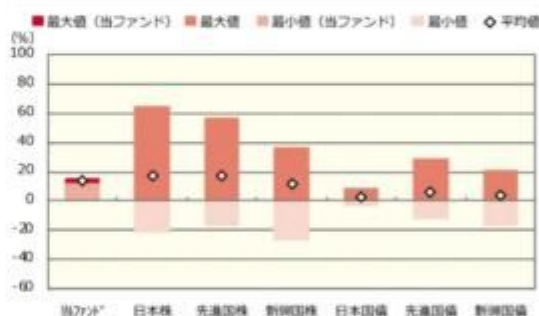
米国国債4倍ベア7

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2018年6月から2018年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	15.9	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値 (%)	12.4	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	14.1	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年8月から2018年7月の5年間（当ファンドは2018年6月から2018年7月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

円安ドル高トレンド7

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2018年6月から2018年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	4.1	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値 (%)	0.2	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	2.1	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年8月から2018年7月の5年間（当ファンドは2018年6月から2018年7月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

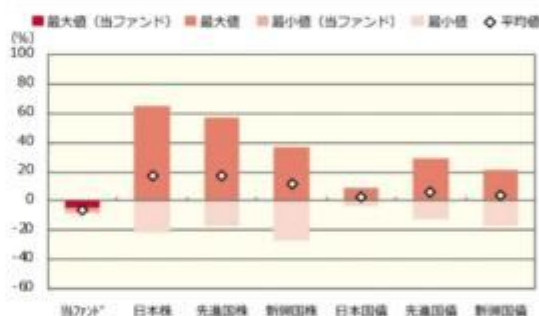
円高ドル安トレンド7

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2018年6月から2018年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	△ 4.4	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値 (%)	△ 8.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	△ 6.2	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年8月から2018年7月の5年間（当ファンドは2018年6月から2018年7月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

円安ユーロ高トレンド7

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2018年6月から2018年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	△ 0.9	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値 (%)	△ 1.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	△ 1.2	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年8月から2018年7月の5年間（当ファンドは2018年6月から2018年7月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

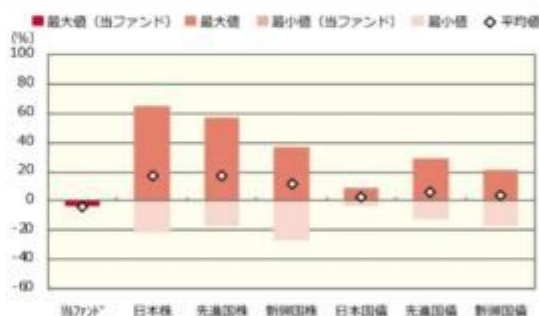
円高ユーロ安トレンド7

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2018年6月から2018年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	△ 3.3	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値 (%)	△ 3.9	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	△ 3.6	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年8月から2018年7月の5年間（当ファンドは2018年6月から2018年7月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

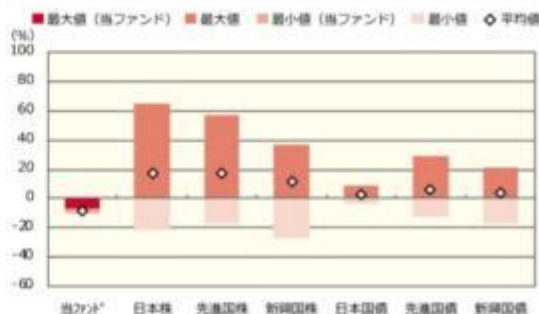
円安豪ドル高トレンド7

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2018年6月から2018年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	△ 7.4	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値 (%)	△ 9.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	△ 8.6	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年8月から2018年7月の5年間（当ファンドは2018年6月から2018年7月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

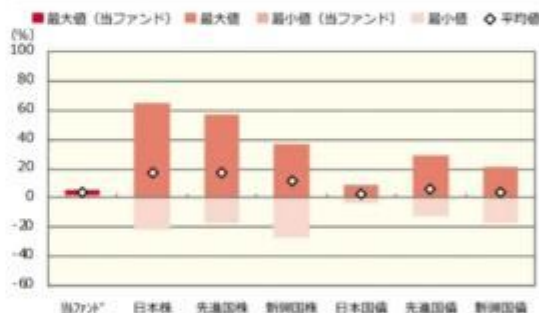
円高豪ドル安トレンド7

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2018年6月から2018年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	5.3	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値 (%)	2.4	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	3.8	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

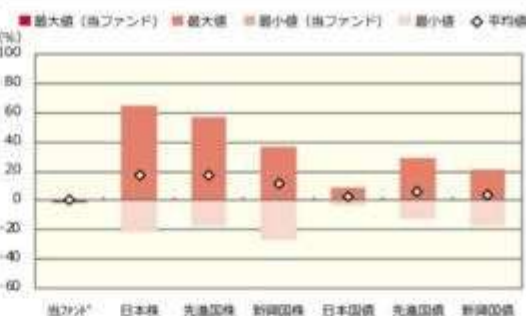
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年8月から2018年7月の5年間（当ファンドは2018年6月から2018年7月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

マネー ポートフォリオ

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	△0.1	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値(%)	△0.1	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値(%)	△0.1	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2018年6月から2018年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年8月から2018年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAⅠ指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所に所有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAⅠ指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAⅠ指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI に帰属します。またMSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の平均利回り率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLC が所有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）（ここでは「指数」と呼びます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

< 「米国株ブル・ベア7」、「米国国債ブル・ベア7」 >

取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.16%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

< 「ドルトレンド7」、「ユーロトレンド7」、「豪ドルトレンド7」 >

取得申込日の基準価額に、2.16%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

< 「マネー ポートフォリオ7」 >

取得はスイッチングの場合に限るものとし、無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

< 「米国株ブル・ベア7」、「米国国債ブル・ベア7」 >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.134%(税抜年1.05%)の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.40%	年0.60%	年0.05%

< 「ドルトレンド7」、「ユーロトレンド7」、「豪ドルトレンド7」 >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.1016%(税抜年1.02%)の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.37%	年0.60%	年0.05%

< 「マネー ポートフォリオ7」 >

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、「コールレート」に応じて次の通り（税抜）とします。

コールレート	信託報酬率	信託報酬の配分		
		< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
0.4%未満のとき	年0.162% (税抜年0.15%) 以内	年0.065%以内	年0.070%以内	年0.015%以内
0.4%以上 0.65%未満のとき	年0.324% (税抜年0.30%)	年0.13%	年0.14%	年0.03%
0.65%以上のとき	年0.594% (税抜年0.55%)	年0.22%	年0.28%	年0.05%

2018年9月28日現在の信託報酬率は年0.001188%（税抜年0.0011%）となっております。

上記の各ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

< 「マネー ポートフォリオ7」を除く各ファンド >

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

< 「マネー ポートフォリオ7」 >

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人、法人別の課税について ■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

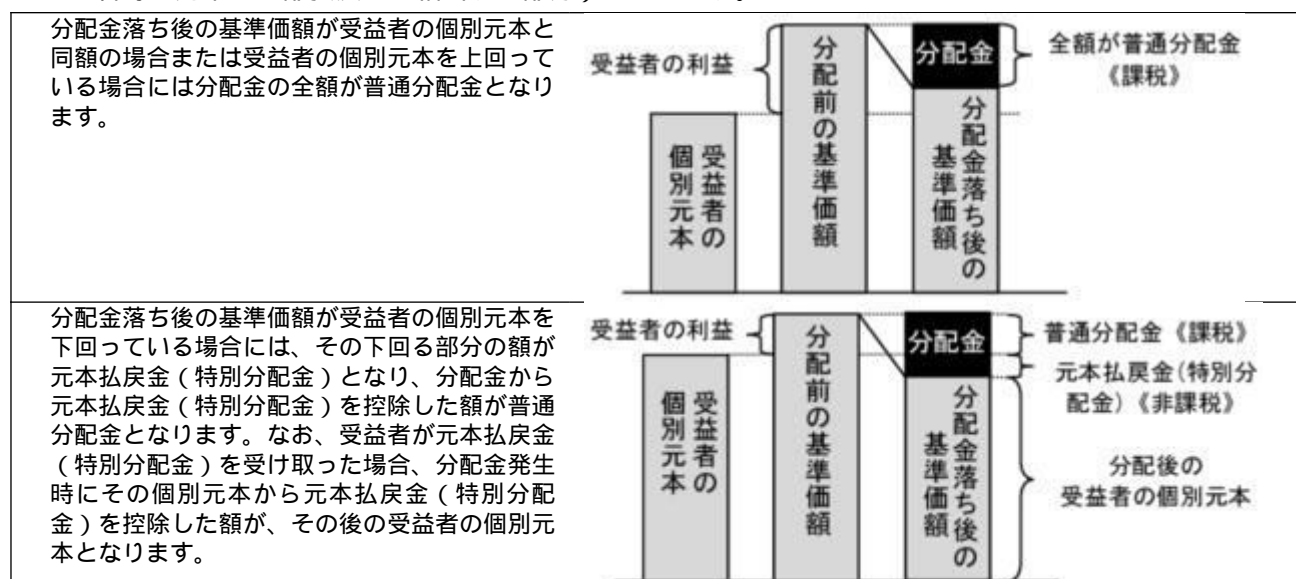
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

* 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2018年7月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2018年7月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,829,410,275	100.00
合計（純資産総額）		2,829,410,275	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	5,515,534,615	194.93

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,212,676,107	100.00
合計（純資産総額）		1,212,676,107	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	売建	アメリカ	2,385,854,666	196.74

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	136,084,723	100.00
合計（純資産総額）		136,084,723	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	アメリカ	543,324,568	399.25

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	927,691,072	100.00
合計（純資産総額）		927,691,072	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	売建	アメリカ	3,776,768,340	407.11

野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	920,142,273	100.00
合計（純資産総額）		920,142,273	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り通貨オプション取引を利用しています。

評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
通貨オプション	買建	日本	20,702,694	2.24
	売建	日本	20,702,694	2.24

野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,014,178,443	100.00
合計（純資産総額）		1,014,178,443	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り通貨オプション取引を利用しています。

評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
通貨オプション	買建	日本	22,868,733	2.25
	売建	日本	22,868,733	2.25

野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	71,169,906	100.00
合計（純資産総額）		71,169,906	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り通貨オプション取引を利用しています。
評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
通貨オプション	買建	日本	1,644,137	2.31
	売建	日本	1,644,137	2.31

野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	154,990,639	100.00
合計（純資産総額）		154,990,639	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り通貨オプション取引を利用しています。
評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
通貨オプション	買建	日本	3,592,688	2.31
	売建	日本	3,592,688	2.31

野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,151,934,989	100.00
合計（純資産総額）		1,151,934,989	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り通貨オプション取引を利用しています。
評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
通貨オプション	買建	日本	34,753,991	3.01
	売建	日本	34,753,991	3.01

野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	44,906,829	100.00
合計（純資産総額）		44,906,829	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り通貨オプション取引を利用しています。
評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
通貨オプション	買建	日本	1,337,962	2.97
	売建	日本	1,337,962	2.97

野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	923,327,875	100.00
合計（純資産総額）		923,327,875	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7）

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7）

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7）

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7）

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7）

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7）

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7）

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7）

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7）

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7）

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7）

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7）

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）

該当事項はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7）

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴボード オブトレード	DJI AVMN株価指数先物(2018年09月限)	買建	393	米ドル	47,728,020	5,298,287,501	49,685,025	5,515,534,615	194.93

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7）

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴボード オブトレード	DJI AVMN株価指数先物(2018年09月限)	売建	170	米ドル	20,583,735	2,285,000,409	21,492,250	2,385,854,666	196.74

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7）

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	アメリカ	シカゴボード オブトレード	T-NOTE先物(10年)(2018年09月限)	買建	41	米ドル	4,932,812.5	547,591,516	4,894,375	543,324,568	399.25

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7）

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	アメリカ	シカゴボード オブトレード	T-NOTE先物(10年) (2018年09月限)	売建	285	米ドル	34,261,125	3,803,327,477	34,021,875	3,776,768,340	407.11

野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7）

その他の資産として、下記の通り通貨オプション取引を利用しています。

評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）
通貨オプション	店頭	米ドルコールオプション（2018年9月満期）	買建	16,602,000	日本円	20,702,694	20,702,694	2.24
	店頭	米ドルプットオプション（2018年9月満期）	売建	16,602,000	日本円	20,702,694	20,702,694	2.24

野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7）

その他の資産として、下記の通り通貨オプション取引を利用しています。

評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）
通貨オプション	店頭	米ドルコールオプション（2018年9月満期）	売建	18,339,000	日本円	22,868,733	22,868,733	2.25
	店頭	米ドルプットオプション（2018年9月満期）	買建	18,339,000	日本円	22,868,733	22,868,733	2.25

野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）

その他の資産として、下記の通り通貨オプション取引を利用しています。

評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）
-------	-----	-------	-------	----	----	---------	--------	---------

通貨オプション	店頭	ユーロコールオプション（2018年9月満期）	買建	1,091,000	日本円	1,644,137	1,644,137	2.31
	店頭	ユーロプットオプション（2018年9月満期）	売建	1,091,000	日本円	1,644,137	1,644,137	2.31

野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）

その他の資産として、下記の通り通貨オプション取引を利用しています。
評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

資産の種類	取引所	資産の名称	買建 / 売建	枚数	通貨	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
通貨オプション	店頭	ユーロコールオプション（2018年9月満期）	売建	2,384,000	日本円	3,592,688	3,592,688	2.31
	店頭	ユーロプットオプション（2018年9月満期）	買建	2,384,000	日本円	3,592,688	3,592,688	2.31

野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）

その他の資産として、下記の通り通貨オプション取引を利用しています。
評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

資産の種類	取引所	資産の名称	買建 / 売建	枚数	通貨	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
通貨オプション	店頭	豪ドルコールオプション（2018年9月満期）	買建	28,417,000	日本円	34,753,991	34,753,991	3.01
	店頭	豪ドルプットオプション（2018年9月満期）	売建	28,417,000	日本円	34,753,991	34,753,991	3.01

野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）

その他の資産として、下記の通り通貨オプション取引を利用しています。
評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

資産の種類	取引所	資産の名称	買建 / 売建	枚数	通貨	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
通貨オプション	店頭	豪ドルコールオプション（2018年9月満期）	売建	1,094,000	日本円	1,337,962	1,337,962	2.97

	店頭	豪ドルブットオプション（2018年9月満期）	買建	1,094,000	日本円	1,337,962	1,337,962	2.97
--	----	------------------------	----	-----------	-----	-----------	-----------	------

野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7）

2018年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2018年 7月 5日)	2,740	2,740	12,385.0000	12,385.0000
	2017年 7月末日	462	—	10,391.0000	—
	8月末日	451	—	10,466.0000	—
	9月末日	464	—	10,924.0000	—
	10月末日	888	—	11,882.0000	—
	11月末日	871	—	12,510.0000	—
	12月末日	1,022	—	13,389.0000	—
	2018年 1月末日	1,639	—	14,725.0000	—
	2月末日	2,270	—	13,870.0000	—
	3月末日	2,767	—	12,451.0000	—
	4月末日	3,173	—	12,601.0000	—
	5月末日	3,407	—	12,945.0000	—
	6月末日	2,745	—	12,446.0000	—
	7月末日	2,829	—	13,539.0000	—

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7）

2018年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2018年 7月 5日)	1,314	1,314	7,240.0000	7,240.0000
	2017年 7月末日	753	—	9,585.0000	—
	8月末日	988	—	9,478.0000	—
	9月末日	1,505	—	9,044.0000	—

10月末日	1,659	—	8,286.0000	—
11月末日	1,573	—	7,839.0000	—
12月末日	1,392	—	7,280.0000	—
2018年 1月末日	1,298	—	6,566.0000	—
2月末日	1,319	—	6,732.0000	—
3月末日	1,431	—	7,347.0000	—
4月末日	1,344	—	7,201.0000	—
5月末日	1,283	—	6,970.0000	—
6月末日	1,309	—	7,209.0000	—
7月末日	1,212	—	6,582.0000	—

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7）

2018年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間 (2018年 7月 5日)	140	140	8,267.0000	8,267.0000
2017年 7月末日	149	—	9,716.0000	—
8月末日	163	—	10,045.0000	—
9月末日	159	—	9,620.0000	—
10月末日	304	—	9,442.0000	—
11月末日	300	—	9,338.0000	—
12月末日	292	—	9,136.0000	—
2018年 1月末日	272	—	8,494.0000	—
2月末日	208	—	8,123.0000	—
3月末日	219	—	8,483.0000	—
4月末日	135	—	7,963.0000	—
5月末日	142	—	8,285.0000	—
6月末日	139	—	8,235.0000	—
7月末日	136	—	8,001.0000	—

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7）

2018年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間 (2018年 7月 5日)	856	856	11,509.0000	11,509.0000
2017年 7月末日	548	—	10,229.0000	—
8月末日	574	—	9,854.0000	—
9月末日	850	—	10,251.0000	—
10月末日	887	—	10,409.0000	—

11月末日	904	—	10,491.0000	—
12月末日	879	—	10,685.0000	—
2018年 1月末日	677	—	11,448.0000	—
2月末日	681	—	11,915.0000	—
3月末日	736	—	11,379.0000	—
4月末日	807	—	12,076.0000	—
5月末日	852	—	11,531.0000	—
6月末日	860	—	11,560.0000	—
7月末日	927	—	11,858.0000	—

野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7）

2018年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2018年 7月 5日)	976	976	10,152.0000	10,152.0000
	2017年 7月末日	457	—	9,875.0000	—
	8月末日	929	—	9,894.0000	—
	9月末日	1,170	—	10,285.0000	—
	10月末日	1,134	—	10,396.0000	—
	11月末日	1,283	—	10,228.0000	—
	12月末日	1,167	—	10,379.0000	—
	2018年 1月末日	1,843	—	9,658.0000	—
	2月末日	2,601	—	9,390.0000	—
	3月末日	2,481	—	9,266.0000	—
	4月末日	2,296	—	9,832.0000	—
	5月末日	1,430	—	9,779.0000	—
	6月末日	1,308	—	10,150.0000	—
	7月末日	920	—	10,281.0000	—

野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7）

2018年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2018年 7月 5日)	975	975	9,424.0000	9,424.0000
	2017年 7月末日	143	—	10,081.0000	—
	8月末日	975	—	10,024.0000	—
	9月末日	1,133	—	9,593.0000	—
	10月末日	1,397	—	9,463.0000	—
	11月末日	1,249	—	9,590.0000	—

12月末日	1,235	—	9,425.0000	—
2018年 1月末日	1,236	—	10,094.0000	—
2月末日	907	—	10,337.0000	—
3月末日	1,149	—	10,431.0000	—
4月末日	1,005	—	9,803.0000	—
5月末日	996	—	9,822.0000	—
6月末日	937	—	9,431.0000	—
7月末日	1,014	—	9,273.0000	—

野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）

2018年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2018年 7月 5日)	81	81	10,587.0000	10,587.0000
	2017年 7月末日	86	—	10,886.0000	—
	8月末日	112	—	11,099.0000	—
	9月末日	89	—	11,324.0000	—
	10月末日	91	—	11,138.0000	—
	11月末日	68	—	11,349.0000	—
	12月末日	102	—	11,609.0000	—
	2018年 1月末日	105	—	11,671.0000	—
	2月末日	440	—	10,929.0000	—
	3月末日	398	—	10,865.0000	—
	4月末日	418	—	11,109.0000	—
	5月末日	67	—	10,229.0000	—
	6月末日	100	—	10,516.0000	—
	7月末日	71	—	10,718.0000	—

野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）

2018年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2018年 7月 5日)	138	138	8,973.0000	8,973.0000
	2017年 7月末日	234	—	9,137.0000	—
	8月末日	190	—	8,928.0000	—
	9月末日	248	—	8,709.0000	—
	10月末日	329	—	8,823.0000	—
	11月末日	381	—	8,630.0000	—
	12月末日	388	—	8,409.0000	—

2018年 1月末日	451	—	8,329.0000	—
2月末日	335	—	8,855.0000	—
3月末日	163	—	8,863.0000	—
4月末日	147	—	8,645.0000	—
5月末日	116	—	9,332.0000	—
6月末日	129	—	9,038.0000	—
7月末日	154	—	8,840.0000	—

野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）

2018年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2018年 7月 5日)	1,204	1,204	9,684.0000	9,684.0000
	2017年 7月末日	65	—	11,041.0000	—
	8月末日	605	—	10,820.0000	—
	9月末日	79	—	11,096.0000	—
	10月末日	362	—	10,775.0000	—
	11月末日	622	—	10,362.0000	—
	12月末日	615	—	11,105.0000	—
	2018年 1月末日	787	—	11,106.0000	—
	2月末日	1,064	—	10,033.0000	—
	3月末日	1,098	—	9,617.0000	—
	4月末日	1,161	—	9,820.0000	—
	5月末日	1,215	—	9,815.0000	—
	6月末日	1,210	—	9,731.0000	—
	7月末日	1,151	—	9,956.0000	—

野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）

2018年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2018年 7月 5日)	36	36	9,784.0000	9,784.0000
	2017年 7月末日	135	—	9,009.0000	—
	8月末日	111	—	9,150.0000	—
	9月末日	184	—	8,889.0000	—
	10月末日	169	—	9,125.0000	—
	11月末日	60	—	9,454.0000	—
	12月末日	90	—	8,790.0000	—
	2018年 1月末日	93	—	8,761.0000	—

2月末日	42	—	9,647.0000	—
3月末日	42	—	9,997.0000	—
4月末日	41	—	9,757.0000	—
5月末日	46	—	9,713.0000	—
6月末日	37	—	9,741.0000	—
7月末日	44	—	9,482.0000	—

野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）

2018年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間 (2018年 7月 5日)	996	996	9,991.0000	9,991.0000
2017年 7月末日	707	—	9,999.0000	—
8月末日	695	—	9,999.0000	—
9月末日	983	—	9,998.0000	—
10月末日	1,136	—	9,997.0000	—
11月末日	976	—	9,996.0000	—
12月末日	918	—	9,996.0000	—
2018年 1月末日	866	—	9,995.0000	—
2月末日	870	—	9,994.0000	—
3月末日	882	—	9,994.0000	—
4月末日	1,105	—	9,993.0000	—
5月末日	1,037	—	9,992.0000	—
6月末日	978	—	9,991.0000	—
7月末日	923	—	9,990.0000	—

【分配の推移】

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	0.0000円

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	0.0000円

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	0.0000円

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	0.0000円

野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	0.0000円

野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	0.0000円

野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	0.0000円

野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	0.0000円

野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	0.0000円

野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	0.0000円

野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	0.0000円

【収益率の推移】

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	23.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	27.6%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ブル・ベア セレクト7（米回国債4倍ブル7）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	17.3%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ブル・ベア セレクト7（米回国債4倍ベア7）

	計算期間	収益率
--	------	-----

第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	15.1%
--------	-------------------------	-------

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ブル・ペア セレクト7（円安ドル高トレンド7）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	1.5%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ブル・ペア セレクト7（円高ドル安トレンド7）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	5.8%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ブル・ペア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	5.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ブル・ペア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	10.3%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ブル・ペア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	3.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	2.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	0.1%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	540,883	319,638	221,245

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	329,111	147,511	181,600

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	47,127	30,138	16,989

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	159,105	84,682	74,423

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	473,906	377,696	96,210

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	297,968	194,448	103,520

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	67,721	60,022	7,699

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	87,961	72,494	15,467

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	224,300	99,935	124,365

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	37,283	33,503	3,780

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 6月23日～2018年 7月 5日	501,456	401,690	99,766

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績（2018年7月31日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）

— 基準価額（分配後、1口あたり）（左軸） — 純資産総額（右軸）

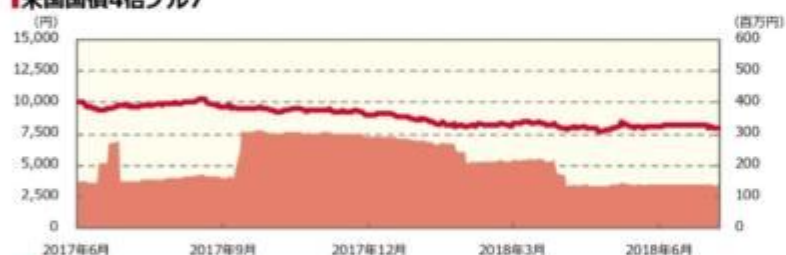
■ 米国株スーパーブル7



■ 米国株スーパーベア7



■ 米国国債4倍ブル7



■ 米国国債4倍ベア7



■ 円安ドル高トレンド7



■ 分配の推移

（1口あたり、課税前）

■ 米国株スーパーブル7

2018年7月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ 米国株スーパーベア7

2018年7月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ 米国国債4倍ブル7

2018年7月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ 米国国債4倍ベア7

2018年7月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ 円安ドル高トレンド7

2018年7月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

円高ドル安トレンド7



円高ドル安トレンド7

2018年7月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

円安ユーロ高トレンド7



円安ユーロ高トレンド7

2018年7月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

円高ユーロ安トレンド7



円高ユーロ安トレンド7

2018年7月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

円安豪ドル高トレンド7



円安豪ドル高トレンド7

2018年7月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

円高豪ドル安トレンド7



円高豪ドル安トレンド7

2018年7月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■マネー ポートフォリオ



■マネー ポートフォリオ

2018年7月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

投資比率

■米国株スーパーブル7、米国株スーパーベア7

名称	種類	投資比率 (%)	
		ブル7	ベア7
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	100.0	100.0
（内）DJIAVMN株価指数先物（2018年09月期）	株価指数先物取引	（買建） 194.9	（売建） 196.7

■米国国債4倍ブル7、米国国債4倍ベア7

名称	種類	投資比率 (%)	
		ブル7	ベア7
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	100.0	100.0
（内）T-NOTE先物（10年）（2018年09月期）	債券先物取引	（買建） 399.3	（売建） 407.1

■円安ドル高トレンド7、円高ドル安トレンド7

名称	種類	投資比率 (%)	
		円安	円高
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	100.0	100.0
（内）米ドルコールオプション（2018年9月満期）	通貨オプション	（買建） 2.2	（売建） 2.3
（内）米ドルプットオプション（2018年9月満期）	通貨オプション	（売建） 2.2	（買建） 2.3

■円安ユーロ高トレンド7、円高ユーロ安トレンド7

名称	種類	投資比率 (%)	
		円安	円高
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	100.0	100.0
（内）ユーロコールオプション（2018年9月満期）	通貨オプション	（買建） 2.3	（売建） 2.3
（内）ユーロプットオプション（2018年9月満期）	通貨オプション	（売建） 2.3	（買建） 2.3

■円安豪ドル高トレンド7、円高豪ドル安トレンド7

名称	種類	投資比率 (%)	
		円安	円高
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	100.0	100.0
（内）豪ドルコールオプション（2018年9月満期）	通貨オプション	（買建） 3.0	（売建） 3.0
（内）豪ドルプットオプション（2018年9月満期）	通貨オプション	（売建） 3.0	（買建） 3.0

■マネー ポートフォリオ

名称	種類	投資比率 (%)
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	100.0

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

■ 米国株スーパーブル7



■ 米国株スーパーベア7



■ 米国国債4倍ブル7



■ 米国国債4倍ベア7



■ 円安ドル高トレンド7



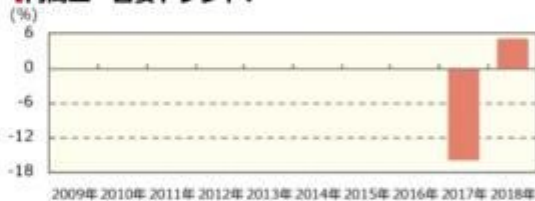
■ 円高ドル安トレンド7



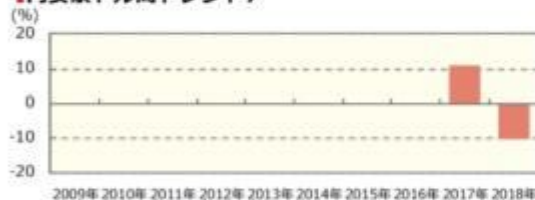
■ 円安ユーロ高トレンド7



■ 円高ユーロ安トレンド7



■ 円安豪ドル高トレンド7



■ 円高豪ドル安トレンド7



■ マネー ポートフォリオ7



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2017年は設定日（2017年6月23日）から年末までの収益率。
- ・2018年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込の受付けについては、午後2時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
- ・「米国株ブル・ベア7」および「米国国債ブル・ベア7」の各ファンドについては、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。

申込日当日が、以下のいずれかの場合

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・「日本が休日かつニューヨーク証券取引所が休場でない日」の前営業日

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

- ・「マネー ポートフォリオ7」はスイッチング以外による取得申込みはできません。
- ・「野村ブル・ベア セレクト7」を構成するファンドでは、「米国株ブル・ベア7」、「米国国債ブル・ベア7」、「ドルトレンド7」、「ユーロトレンド7」、「豪ドルトレンド7」を各々1つのグループとし、グループ内のスイッチングができます。なお、グループ間のスイッチングは「マネー ポートフォリオ7」経由でのみ可能とします。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。（詳しくは「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

スイッチングとは、「野村ブル・ベア セレクト7」を構成するいずれかのファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込み日の午後2時までに、「野村ブル・ベア セレクト7」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

- ・2020年3月26日以降は、取得およびスイッチングのお申込みはできません。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、1口以上で販売会社が定める単位(当初元本1口＝1万円)とします。また、スイッチングによる申込みは1口単位とします。
- ・販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
- ・受益権の販売価額は、「米国株ブル・ベア7」および「米国国債ブル・ベア7」の各ファンドは取得申込日の翌営業日の基準価額、「ドルトレンド7」、「ユーロトレンド7」および「豪ドルトレンド7」は取得申込日の基準価額とします。なお、「マネー ポートフォリオ7」の取得はスイッチングの場合に限るものとし、「米国株ブル・ベア7」および「米国国債ブル・ベア7」の各ファンドからのスイッチングの場合はスイッチング申込日の翌営業日の基準価額、「ドルトレンド7」、「ユーロトレンド7」および「豪ドルトレンド7」の各ファンドからのスイッチングの場合はスイッチング申込日の基準価額とします。

- ・販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ・特別な事情^{*}が発生した場合（「マネー ポートフォリオ7」を除く。）、ならびに金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止（「マネー ポートフォリオ7」を除く。）、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を取り消す場合があります。

＊「特別な事情」とは下記をいいます。

1. 先物取引を主要取引対象とするファンドにおいて、当該ファンドが行なう先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引の全部または一部が行なわれないとき、もしくは停止されたとき。
2. 先物取引を主要取引対象とするファンドにおいて、当該ファンドが行なう先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等、やむを得ない事情が発生したこと等により、当該ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
3. 選択権付き為替予約取引を利用するファンドにおいて、やむを得ない事情が発生したこと等により、当該ファンドが行なう選択権付き為替予約取引の取引数量の全部または一部についてその取引が成立しないとき。
4. 「米国株プル・ベア7」、「米国国債プル・ベア7」、「ドルトレンド7」、「ユーロトレンド7」、「豪ドルトレンド7」を各々1つのグループとし、同一グループ内の他のファンドが以下に該当することとなった場合。
 - A) 取得申込みの受付けを中止したときまたはすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消したとき。
 - B) 換金の申込みの受付けを中止したときまたはすでに受付けた換金の申込みの受付けを取り消したとき。

購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、委託者に1口以上で販売会社が定める単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付けについては、午後2時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、「米国株ブル・ベア7」および「米国国債ブル・ベア7」の各ファンドについては、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として換金（スイッチングのための換金を含みます。）の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

- ・換金価額は、「米国株ブル・ベア7」および「米国国債ブル・ベア7」の各ファンドは換金申込日の翌営業日の基準価額、「ドルトレンド7」、「ユーロトレンド7」、「豪ドルトレンド7」および「マネーポートフォリオ7」は換金申込日の基準価額とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。
- ・特別な事情^{*}が発生した場合（「マネー ポートフォリオ7」を除く。）、ならびに金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「マネー ポートフォリオ7」を除く。）、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

* 上記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等」をご覧ください。

- ・一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。（「マネー ポートフォリオ7」については受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。））を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
----	------

株価指数先物取引 国債証券先物取引	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の清算値段で評価します。
選択権付き為替予約取引	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2020年7月6日までとします(2017年6月23日設定)。

原則として、信託期間の更新は行ないません。

（４）【計算期間】

原則として、毎年7月6日から翌年7月5日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

<「マネー ポートフォリオ7」を除く各ファンド>

委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5万口を下回った場合、取引を行なう先物市場における規制等により商品性の維持が困難となった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

< 「マネー ポートフォリオ7」 >

委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5万口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその

内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- () 委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- () 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村ブル・ベア	セレクト7（米国株スーパーブル7）
野村ブル・ベア	セレクト7（米国株スーパーベア7）
野村ブル・ベア	セレクト7（米国国債4倍ブル7）
野村ブル・ベア	セレクト7（米国国債4倍ベア7）
野村ブル・ベア	セレクト7（円安ドル高トレンド7）
野村ブル・ベア	セレクト7（円高ドル安トレンド7）
野村ブル・ベア	セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）
野村ブル・ベア	セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）
野村ブル・ベア	セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）
野村ブル・ベア	セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）
野村ブル・ベア	セレクト7（マネー ポートフォリオ7）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2017年6月23日から2018年7月5日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2018年 7月 5日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	462,186,227
現先取引勘定	1,561,960,920
差入委託証拠金	978,230,148
流動資産合計	3,002,377,295
資産合計	3,002,377,295
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	247,739,042
未払受託者報酬	684,671
未払委託者報酬	13,693,435
未払利息	937
その他未払費用	41,016
流動負債合計	262,159,101
負債合計	262,159,101
純資産の部	
元本等	
元本	2,212,450,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	527,768,194
元本等合計	2,740,218,194
純資産合計	2,740,218,194
負債純資産合計	3,002,377,295

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
営業収益	
受取利息	907,351
派生商品取引等損益	22,771,548
為替差損益	6,098,509
その他収益	1,913,463
営業収益合計	29,876,169
営業費用	
支払利息	264,163
受託者報酬	833,628
委託者報酬	16,672,478
その他費用	82,285
営業費用合計	17,852,554
営業利益又は営業損失（ ）	12,023,615
経常利益又は経常損失（ ）	12,023,615
当期純利益又は当期純損失（ ）	12,023,615
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	147,144,392
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,439,602,379
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,439,602,379
剰余金減少額又は欠損金増加額	776,713,408
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	776,713,408
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	527,768,194

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5.その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 計算期間 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 6月23日から2018年 7月5日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2018年 7月 5日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	221,245口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	12,385円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日		
1.分配金の計算過程		
	項目	
	費用控除後の配当等収益額	A 0円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	528,279,753円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	528,279,753円
当ファンドの期末残存口数	F	221,245口
1口当たり収益分配対象額	G=E/F×1	2,387円
1口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/1	0円

2. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスク及び為替変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2018年 7月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2．時価の算定方法

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	5,408,830,000円
期中一部解約元本額	3,196,380,000円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第1期(2018年 7月 5日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	5,723,050,762	-	5,483,397,784	239,652,978
市場取引以外の取引				
為替予約取引				

売建	752,890,096	-	760,976,160	8,086,064
米ドル	752,890,096	-	760,976,160	8,086,064
合計	-	-	-	247,739,042

（注）時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2018年 7月 5日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	218,217,745
派生商品評価勘定	112,203,507
現先取引勘定	730,917,610
差入委託証拠金	265,543,792
流動資産合計	1,326,882,654
資産合計	1,326,882,654
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,862,810
未払解約金	7,240
未払受託者報酬	390,272
未払委託者報酬	7,805,376
未払利息	442
その他未払費用	23,353
流動負債合計	12,089,493
負債合計	12,089,493
純資産の部	
元本等	
元本	1,816,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	501,206,839
元本等合計	1,314,793,161
純資産合計	1,314,793,161
負債純資産合計	1,326,882,654

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
営業収益	
受取利息	750,661
派生商品取引等損益	374,599,203
為替差損益	29,281,412
その他収益	1,242,950
営業収益合計	403,388,326
営業費用	
支払利息	190,566
受託者報酬	707,209
委託者報酬	14,143,956
その他費用	74,710
営業費用合計	15,116,441
営業利益又は営業損失（ ）	418,504,767
経常利益又は経常損失（ ）	418,504,767
当期純利益又は当期純損失（ ）	418,504,767
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	211,909,855
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	159,974,044
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	159,974,044
剰余金減少額又は欠損金増加額	454,585,971
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	454,585,971
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	501,206,839

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5. その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 計算期間 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 6月23日から2018年 7月5日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2018年 7月 5日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	181,600口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	501,206,839円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7,240円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
1. 分配金の計算過程	

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	0円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	0円
当ファンドの期末残存口数	F	181,600口
1口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 1$	0円
1口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/1$	0円

2. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスク及び為替変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 2018年 7月 5日現在	
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	3,291,110,000円
期中一部解約元本額	1,475,110,000円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第1期(2018年 7月 5日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
売建	2,687,132,393	-	2,574,928,886	112,203,507

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	359,664,614	-	363,527,424	3,862,810
米ドル	359,664,614	-	363,527,424	3,862,810
合計	-	-	-	108,340,697

（注）時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2018年 7月 5日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	45,168,175
派生商品評価勘定	1,558,076
現先取引勘定	80,100,560
差入委託証拠金	15,050,259
流動資産合計	141,877,070
資産合計	141,877,070
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	179,872
未払受託者報酬	59,208
未払委託者報酬	1,184,113
未払利息	91
その他未払費用	2,309
流動負債合計	1,425,593
負債合計	1,425,593
純資産の部	
元本等	
元本	169,890,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	29,438,523
元本等合計	140,451,477
純資産合計	140,451,477
負債純資産合計	141,877,070

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
営業収益	
受取利息	123,239
派生商品取引等損益	43,810,296
為替差損益	1,602,959
その他収益	78,859
営業収益合計	45,457,635
営業費用	
支払利息	45,207
受託者報酬	120,417
委託者報酬	2,408,272
その他費用	37,093
営業費用合計	2,610,989
営業利益又は営業損失（ ）	48,068,624
経常利益又は経常損失（ ）	48,068,624
当期純利益又は当期純損失（ ）	48,068,624
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	25,198,941
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,019,135
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,019,135
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,587,975
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,587,975
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	29,438,523

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5. その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 計算期間 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 6月23日から2018年 7月5日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2018年 7月 5日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	16,989口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	29,438,523円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	8,267円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
1. 分配金の計算過程	

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	0円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	0円
当ファンドの期末残存口数	F	16,989口
1口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 1$	0円
1口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/1$	0円

2. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする債券・金利等に係る価格変動リスク及び為替変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 2018年 7月 5日現在	
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	471,270,000円
期中一部解約元本額	301,380,000円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第1期(2018年 7月 5日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
債券先物取引				
買建	556,458,517	-	558,016,593	1,558,076

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	16,747,808	-	16,927,680	179,872
米ドル	16,747,808	-	16,927,680	179,872
合計	-	-	-	1,378,204

（注）時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2018年 7月 5日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	278,275,868
派生商品評価勘定	82,823
現先取引勘定	510,641,070
差入委託証拠金	84,355,725
流動資産合計	873,355,486
資産合計	873,355,486
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,318,531
未払解約金	805,630
未払受託者報酬	223,201
未払委託者報酬	4,463,904
未払利息	564
その他未払費用	8,860
流動負債合計	16,820,690
負債合計	16,820,690
純資産の部	
元本等	
元本	744,230,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	112,304,796
（分配準備積立金）	34,959,565
元本等合計	856,534,796
純資産合計	856,534,796
負債純資産合計	873,355,486

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
営業収益	
受取利息	429,197
派生商品取引等損益	108,403,505
為替差損益	1,601,181
その他収益	283,798
営業収益合計	109,859,287
営業費用	
支払利息	156,770
受託者報酬	405,696
委託者報酬	8,113,727
その他費用	48,495
営業費用合計	8,724,688
営業利益又は営業損失（ ）	101,134,599
経常利益又は経常損失（ ）	101,134,599
当期純利益又は当期純損失（ ）	101,134,599
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	66,327,054
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	102,535,913
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	102,535,913
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,038,662
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,038,662
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	112,304,796

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5.その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 計算期間 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 6月23日から2018年 7月5日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2018年 7月 5日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	74,423口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	11,509円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日		
1.分配金の計算過程		
	項目	
	費用控除後の配当等収益額	A 0円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	34,959,565円
収益調整金額	C	77,692,151円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,651,716円
当ファンドの期末残存口数	F	74,423口
1口当たり収益分配対象額	G=E/F×1	1,513円
1口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/1	0円

2. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする債券・金利等に係る価格変動リスク及び為替変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2018年 7月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2．時価の算定方法

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	1,591,050,000円
期中一部解約元本額	846,820,000円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第1期(2018年 7月 5日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
債券先物取引				
売建	3,430,637,500	-	3,441,102,328	10,464,828
市場取引以外の取引				
為替予約取引				

売建	71,776,320	-	72,547,200	770,880
米ドル	71,776,320	-	72,547,200	770,880
合計	-	-	-	11,235,708

（注）時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2018年 7月 5日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	262,544,857
コール・オプション（買）	27,321,140
現先取引勘定	730,917,610
未収入金	108,315,913
流動資産合計	1,129,099,520
資産合計	
1,129,099,520	
負債の部	
流動負債	
プット・オプション（売）	27,321,140
未払金	112,871,817
未払解約金	919,720
未払受託者報酬	550,635
未払委託者報酬	10,682,264
未払利息	532
その他未払費用	21,961
流動負債合計	152,368,069
負債合計	
152,368,069	
純資産の部	
元本等	
元本	962,100,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,631,451
（分配準備積立金）	37,737,580
元本等合計	976,731,451
純資産合計	
976,731,451	
負債純資産合計	
1,129,099,520	

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
営業収益	
受取利息	1,039,737
派生商品取引等損益	92,552,545
営業収益合計	91,512,808
営業費用	
支払利息	313,138
受託者報酬	784,984
委託者報酬	15,228,617
その他費用	31,276
営業費用合計	16,358,015
営業利益又は営業損失（ ）	75,154,793
経常利益又は経常損失（ ）	75,154,793
当期純利益又は当期純損失（ ）	75,154,793
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	37,848,680
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,974,042
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,974,042
剰余金減少額又は欠損金増加額	78,648,704
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	78,648,704
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,631,451

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	通貨オプション取引 通貨オプションの評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 計算期間 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 6月23日から2018年 7月5日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2018年 7月 5日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	96,210口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	10,152円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日		
1.分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	37,737,580円
収益調整金額	C	0円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37,737,580円
当ファンドの期末残存口数	F	96,210口
1口当たり収益分配対象額	G=E/F×1	392円

1口当たり分配金額	H	0円
収益分配金額	$I = F \times H / 1$	0円

2. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、通貨オプション取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨等に係る価格変動リスクを有しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2018年 7月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 コール・オプション(買)、プット・オプション(売) デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	4,739,060,000円
期中一部解約元本額	3,776,960,000円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第1期(2018年 7月 5日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
通貨オプション取引				
買建				
米ドル・コール	1,952,840,575	-	27,321,140	-
売建				
米ドル・プット	1,952,840,575	-	27,321,140	-
合計	-	-	-	-

（注）時価の算定方法

1 オプション取引

通貨オプション取引について

通貨オプションの評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2018年 7月 5日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	236,503,890
プット・オプション（買）	27,333,460
現先取引勘定	740,930,180
未収入金	112,990,737
流動資産合計	1,117,758,267
資産合計	1,117,758,267
負債の部	
流動負債	
コール・オプション（売）	27,333,460
未払金	108,606,481
未払受託者報酬	308,002
未払委託者報酬	5,975,125
未払利息	479
その他未払費用	12,256
流動負債合計	142,235,803
負債合計	142,235,803
純資産の部	
元本等	
元本	1,035,200,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	59,677,536
元本等合計	975,522,464
純資産合計	975,522,464
負債純資産合計	1,117,758,267

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
営業収益	
受取利息	709,493
派生商品取引等損益	37,363,680
営業収益合計	38,073,173
営業費用	
支払利息	195,880
受託者報酬	543,823
委託者報酬	10,550,040
その他費用	21,625
営業費用合計	11,311,368
営業利益又は営業損失（ ）	49,384,541
経常利益又は経常損失（ ）	49,384,541
当期純利益又は当期純損失（ ）	49,384,541
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	10,904,964
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,804,389
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,804,389
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,192,420
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,192,420
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	59,677,536

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	通貨オプション取引 通貨オプションの評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 計算期間 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 6月23日から2018年 7月5日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2018年 7月 5日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	103,520口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	59,677,536円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	9,424円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日		
1. 分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	0円
分配準備積立金額	D	0円

当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	0円
当ファンドの期末残存口数	F	103,520口
1口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 1$	0円
1口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/1$	0円

2. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、通貨オプション取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨等に係る価格変動リスクを有しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2018年 7月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法

プット・オプション(買)、コール・オプション(売)

デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	2,979,680,000円
期中一部解約元本額	1,944,480,000円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第1期(2018年 7月 5日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
通貨オプション取引				
買建				
米ドル・プット	1,953,721,175	-	27,333,460	-
売建				
米ドル・コール	1,953,721,175	-	27,333,460	-
合計	-	-	-	-

（注）時価の算定方法

１ オプション取引

通貨オプション取引について

通貨オプションの評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2018年 7月 5日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	22,752,080
コール・オプション（買）	2,679,540
現先取引勘定	60,075,420
未収入金	10,892,786
流動資産合計	96,399,826
資産合計	96,399,826
負債の部	
流動負債	
プット・オプション（売）	2,679,540
未払金	10,556,166
未払解約金	115,592
未払受託者報酬	75,457
未払委託者報酬	1,463,682
未払利息	46
その他未払費用	2,959
流動負債合計	14,893,442
負債合計	14,893,442
純資産の部	
元本等	
元本	76,990,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,516,384
元本等合計	81,506,384
純資産合計	81,506,384
負債純資産合計	96,399,826

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
営業収益	
受取利息	128,982
派生商品取引等損益	23,540,619
営業収益合計	23,669,601
営業費用	
支払利息	42,853
受託者報酬	99,459
委託者報酬	1,929,323
その他費用	3,859
営業費用合計	2,075,494
営業利益又は営業損失（ ）	25,745,095
経常利益又は経常損失（ ）	25,745,095
当期純利益又は当期純損失（ ）	25,745,095
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	21,860,580
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	85,254,600
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	85,254,600
剰余金減少額又は欠損金増加額	76,853,701
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	76,853,701
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,516,384

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	通貨オプション取引 通貨オプションの評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 計算期間 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 6月23日から2018年 7月5日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2018年 7月 5日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	7,699口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	10,587円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日		
1. 分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,597,839円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,597,839円
当ファンドの期末残存口数	F	7,699口
1口当たり収益分配対象額	G=E/F×1	597円

1口当たり分配金額	H	0円
収益分配金額	$I = F \times H / 1$	0円

2. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、通貨オプション取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨等に係る価格変動リスクを有しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2018年 7月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 コール・オプション(買)、プット・オプション(売) デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	677,210,000円
期中一部解約元本額	600,220,000円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第1期(2018年 7月 5日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
通貨オプション取引				
買建				
ユーロ・コール	162,895,904	-	2,679,540	-
売建				
ユーロ・プット	162,895,904	-	2,679,540	-
合計	-	-	-	-

（注）時価の算定方法

1 オプション取引

通貨オプション取引について

通貨オプションの評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2018年 7月 5日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	30,995,888
プット・オプション（買）	4,579,500
現先取引勘定	110,138,270
未収入金	18,188,104
流動資産合計	163,901,762
資産合計	163,901,762
負債の部	
流動負債	
コール・オプション（売）	4,579,500
未払金	18,781,776
未払解約金	288,384
未払受託者報酬	71,687
未払委託者報酬	1,390,497
未払利息	62
その他未払費用	2,797
流動負債合計	25,114,703
負債合計	25,114,703
純資産の部	
元本等	
元本	154,670,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,882,941
（分配準備積立金）	848,053
元本等合計	138,787,059
純資産合計	138,787,059
負債純資産合計	163,901,762

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
営業収益	
受取利息	174,113
派生商品取引等損益	4,756,879
営業収益合計	4,582,766
営業費用	
支払利息	45,721
受託者報酬	136,178
委託者報酬	2,641,492
その他費用	5,318
営業費用合計	2,828,709
営業利益又は営業損失（ ）	1,754,057
経常利益又は経常損失（ ）	1,754,057
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,754,057
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	959,429
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	82,773,635
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	82,773,635
剰余金減少額又は欠損金増加額	99,451,204
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	99,451,204
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,882,941

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	通貨オプション取引 通貨オプションの評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 計算期間 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 6月23日から2018年 7月5日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2018年 7月 5日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	15,467口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	15,882,941円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	8,973円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日		
1.分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	848,053円
収益調整金額	C	0円
分配準備積立金額	D	0円

当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	848,053円
当ファンドの期末残存口数	F	15,467口
1口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 1$	54円
1口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/1$	0円

2. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、通貨オプション取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨等に係る価格変動リスクを有しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2018年 7月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法

プット・オプション(買)、コール・オプション(売)

デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	879,610,000円
期中一部解約元本額	724,940,000円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第1期(2018年 7月 5日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
通貨オプション取引				
買建				
ユーロ・プット	278,399,200	-	4,579,500	-
売建				
ユーロ・コール	278,399,200	-	4,579,500	-
合計	-	-	-	-

（注）時価の算定方法

1 オプション取引

通貨オプション取引について

通貨オプションの評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2018年 7月 5日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	309,470,071
コール・オプション（買）	48,253,566
現先取引勘定	901,131,300
未収入金	193,790,642
流動資産合計	1,452,645,579
資産合計	1,452,645,579
負債の部	
流動負債	
プット・オプション（売）	48,253,566
未払金	193,910,377
未払受託者報酬	300,579
未払委託者報酬	5,831,203
未払利息	627
その他未払費用	11,959
流動負債合計	248,308,311
負債合計	248,308,311
純資産の部	
元本等	
元本	1,243,650,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	39,312,732
元本等合計	1,204,337,268
純資産合計	1,204,337,268
負債純資産合計	1,452,645,579

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
営業収益	
受取利息	535,339
派生商品取引等損益	57,293,643
営業収益合計	57,828,982
営業費用	
支払利息	149,229
受託者報酬	389,263
委託者報酬	7,551,597
その他費用	15,429
営業費用合計	8,105,518
営業利益又は営業損失（ ）	65,934,500
経常利益又は経常損失（ ）	65,934,500
当期純利益又は当期純損失（ ）	65,934,500
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	17,309,462
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	103,577,338
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	103,577,338
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,646,108
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,646,108
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	39,312,732

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	通貨オプション取引 通貨オプションの評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 計算期間 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 6月23日から2018年 7月5日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2018年 7月 5日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	124,365口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	39,312,732円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	9,684円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日		
1.分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	0円
分配準備積立金額	D	0円

当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	0円
当ファンドの期末残存口数	F	124,365口
1口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 1$	0円
1口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/1$	0円

2. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、通貨オプション取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨等に係る価格変動リスクを有しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2018年 7月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法

コール・オプション(買)、プット・オプション(売)

デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	2,243,000,000円
期中一部解約元本額	999,350,000円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第1期(2018年 7月 5日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
通貨オプション取引				
買建				
豪ドル・コール	2,408,288,916	-	48,253,566	-
売建				
豪ドル・プット	2,408,288,916	-	48,253,566	-
合計	-	-	-	-

（注）時価の算定方法

1 オプション取引

通貨オプション取引について

通貨オプションの評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2018年 7月 5日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,800,599
プット・オプション（買）	1,483,824
現先取引勘定	30,017,940
未収入金	5,948,414
流動資産合計	45,250,777
資産合計	45,250,777
負債の部	
流動負債	
コール・オプション（売）	1,483,824
未払金	5,944,896
未払解約金	508,768
未払受託者報酬	16,049
未払委託者報酬	311,365
未払利息	15
その他未払費用	584
流動負債合計	8,265,501
負債合計	8,265,501
純資産の部	
元本等	
元本	37,800,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	814,724
（分配準備積立金）	2,003,099
元本等合計	36,985,276
純資産合計	36,985,276
負債純資産合計	45,250,777

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
営業収益	
受取利息	58,107
派生商品取引等損益	9,366,656
営業収益合計	9,308,549
営業費用	
支払利息	16,231
受託者報酬	46,264
委託者報酬	897,461
その他費用	1,717
営業費用合計	961,673
営業利益又は営業損失（ ）	8,346,876
経常利益又は経常損失（ ）	8,346,876
当期純利益又は当期純損失（ ）	8,346,876
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,363,721
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,989,399
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,989,399
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,787,278
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,787,278
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	814,724

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	通貨オプション取引 通貨オプションの評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 計算期間 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 6月23日から2018年 7月5日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2018年 7月 5日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	3,780口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	814,724円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	9,784円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日		
1. 分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,003,099円
収益調整金額	C	0円
分配準備積立金額	D	0円

当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	2,003,099円
当ファンドの期末残存口数	F	3,780口
1口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 1$	529円
1口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/1$	0円

2. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、通貨オプション取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨等に係る価格変動リスクを有しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2018年 7月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法

プット・オプション(買)、コール・オプション(売)

デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	372,830,000円
期中一部解約元本額	335,030,000円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第1期(2018年 7月 5日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
通貨オプション取引				
買建				
豪ドル・プット	74,056,224	-	1,483,824	-
売建				
豪ドル・コール	74,056,224	-	1,483,824	-
合計	-	-	-	-

（注）時価の算定方法

1 オプション取引

通貨オプション取引について

通貨オプションの評価においては、金融機関の提示する価額等で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2018年 7月 5日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	237,039,659
現先取引勘定	770,460,460
流動資産合計	1,007,500,119
資産合計	1,007,500,119
負債の部	
流動負債	
未払解約金	10,760,307
未払受託者報酬	548
未払委託者報酬	5,387
未払利息	480
その他未払費用	8
流動負債合計	10,766,730
負債合計	10,766,730
純資産の部	
元本等	
元本	997,660,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	926,611
（分配準備積立金）	1,410
元本等合計	996,733,389
純資産合計	996,733,389
負債純資産合計	1,007,500,119

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
営業収益	
受取利息	667,833
営業収益合計	667,833
営業費用	
支払利息	183,470
受託者報酬	987
委託者報酬	9,805
その他費用	10
営業費用合計	194,272
営業利益又は営業損失（ ）	862,105
経常利益又は経常損失（ ）	862,105
当期純利益又は当期純損失（ ）	862,105
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	650,161
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,288,140
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,288,140
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,002,807
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,002,807
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	926,611

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
2. その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 計算期間 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 6月23日から2018年 7月5日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2018年 7月 5日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	99,766口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	926,611円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	9,991円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日		
1. 分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,410円
収益調整金額	C	11,451円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,861円
当ファンドの期末残存口数	F	99,766口
1口当たり収益分配対象額	G=E/F×1	0円
1口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/1	0円
2. 追加情報		

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 2018年 7月 5日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2017年 6月23日 至 2018年 7月 5日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	5,014,560,000円
期中一部解約元本額	4,016,900,000円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年7月5日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7）

2018年7月31日現在

資産総額	3,624,723,549円
負債総額	795,313,274円
純資産総額（ - ）	2,829,410,275円
発行済口数	208,989口
1口当たり純資産額（ / ）	13,539円

野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7）

2018年7月31日現在

資産総額	1,541,705,471円
負債総額	329,029,364円
純資産総額（ - ）	1,212,676,107円
発行済口数	184,254口
1口当たり純資産額（ / ）	6,582円

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7）

2018年7月31日現在

資産総額	153,125,040円
負債総額	17,040,317円
純資産総額（ - ）	136,084,723円
発行済口数	17,008口
1口当たり純資産額（ / ）	8,001円

野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7）

2018年7月31日現在

資産総額	1,000,935,999円
負債総額	73,244,927円
純資産総額（ - ）	927,691,072円
発行済口数	78,231口
1口当たり純資産額（ / ）	11,858円

野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7）

2018年7月31日現在

資産総額	1,036,543,633円
負債総額	116,401,360円
純資産総額（ - ）	920,142,273円
発行済口数	89,496口
1口当たり純資産額（ / ）	10,281円

野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7）

2018年7月31日現在

資産総額	1,132,874,150円
負債総額	118,695,707円
純資産総額（ - ）	1,014,178,443円
発行済口数	109,371口
1口当たり純資産額（ / ）	9,273円

野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）

2018年7月31日現在

資産総額	79,154,709円
負債総額	7,984,803円
純資産総額（ - ）	71,169,906円
発行済口数	6,640口
1口当たり純資産額（ / ）	10,718円

野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）

2018年7月31日現在

資産総額	174,853,667円
負債総額	19,863,028円
純資産総額（ - ）	154,990,639円
発行済口数	17,533口
1口当たり純資産額（ / ）	8,840円

野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）

2018年7月31日現在

資産総額	1,317,299,972円
負債総額	165,364,983円
純資産総額（ - ）	1,151,934,989円
発行済口数	115,699口
1口当たり純資産額（ / ）	9,956円

野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）

2018年7月31日現在

資産総額	52,070,839円
負債総額	7,164,010円
純資産総額（ - ）	44,906,829円
発行済口数	4,736口
1口当たり純資産額（ / ）	9,482円

野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）

2018年7月31日現在

資産総額	1,030,563,286円
負債総額	107,235,411円
純資産総額（ - ）	923,327,875円
発行済口数	92,426口
1口当たり純資産額（ / ）	9,990円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または

記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2018年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

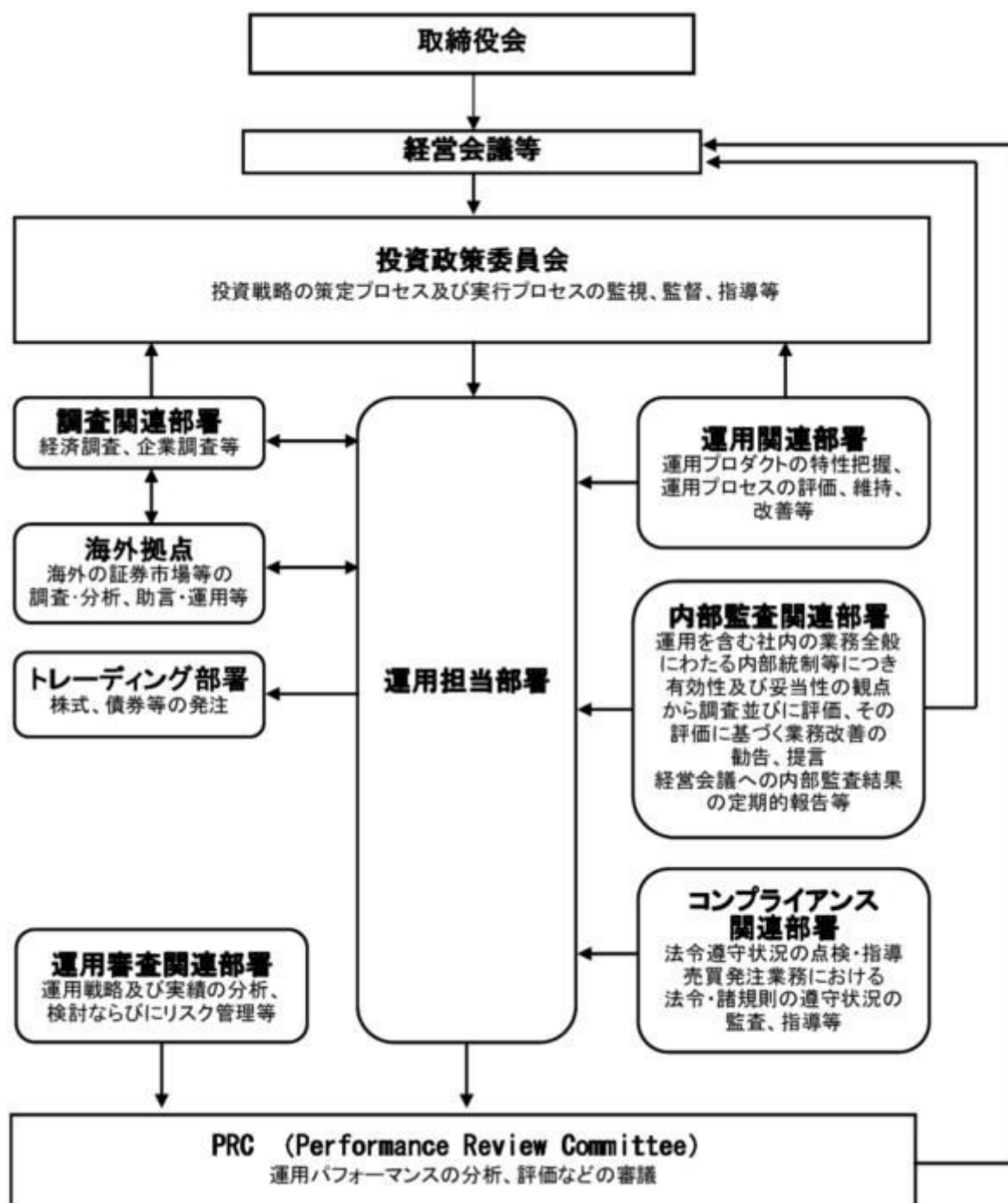
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2018年7月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,007	27,070,500
単位型株式投資信託	124	662,043
追加型公社債投資信託	14	5,538,606
単位型公社債投資信託	395	1,787,765
合計	1,540	35,058,913

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2017年 3 月31日)		当事業年度 (2018年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			127		919
金銭の信託			52,247		47,936
有価証券			15,700		22,600
前払金			33		0
前払費用			2		26
未収入金			495		464
未収委託者報酬			16,287		24,059
未収運用受託報酬			7,481		6,764
繰延税金資産			1,661		2,111
その他			42		181
貸倒引当金			11		15
流動資産計			94,066		105,048
固定資産					
有形固定資産			1,001		874
建物	2	377		348	
器具備品	2	624		525	
無形固定資産			7,185		7,157
ソフトウェア		7,184		7,156	

その他		0		0	
投資その他の資産			13,165		13,825
投資有価証券		1,233		1,184	
関係会社株式		8,124		9,033	
従業員長期貸付金		-		36	
長期差入保証金		44		54	
長期前払費用		37		36	
前払年金費用		2,594		2,350	
繰延税金資産		960		962	
その他		170		168	
貸倒引当金		-		0	
固定資産計			21,353		21,857
資産合計			115,419		126,906

		前事業年度 (2017年 3 月31日)		当事業年度 (2018年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			98		133
未払金	1		10,401		17,853
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		5,242		7,884	
関係会社未払金		4,438		7,930	
その他未払金		687		2,005	
未払費用	1		9,461		12,441
未払法人税等			714		2,241
前受収益			39		33
賞与引当金			4,339		4,626
流動負債計			25,055		37,329
固定負債					
退職給付引当金			2,947		2,938
時効後支払損引当金			538		548
固定負債計			3,485		3,486
負債合計			28,540		40,816
(純資産の部)					
株主資本			86,837		86,078
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,927		55,168
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,242		54,483	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,635		29,876	
評価・換算差額等			41		11
その他有価証券評価差額金			41		11
純資産合計			86,878		86,090

負債・純資産合計			115,419		126,906
----------	--	--	---------	--	---------

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2016年 4 月 1 日 至 2017年 3 月31日)		当事業年度 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			96,594		115,907
運用受託報酬			28,466		26,200
その他営業収益			266		338
営業収益計			125,327		142,447
営業費用					
支払手数料			39,785		45,252
広告宣伝費			1,011		1,079
公告費			0		0
調査費			26,758		30,516
調査費		5,095		5,830	
委託調査費		21,662		24,685	
委託計算費			1,290		1,376
営業雑経費			4,408		5,464
通信費		162		125	
印刷費		940		966	
協会費		76		79	
諸経費		3,228		4,293	
営業費用計			73,254		83,689
一般管理費					
給料			11,269		11,716
役員報酬	2	301		425	
給料・手当		6,923		6,856	
賞与		4,044		4,433	
交際費			126		132
旅費交通費			469		482
租税公課			898		1,107
不動産賃借料			1,222		1,221
退職給付費用			1,223		1,119
固定資産減価償却費			2,730		2,706
諸経費			8,118		9,122
一般管理費計			26,059		27,609
営業利益			26,012		31,148

		前事業年度 (自 2016年 4 月 1 日 至 2017年 3 月31日)		当事業年度 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	

営業外収益					
受取配当金	1	7,397		4,031	
受取利息		0		4	
金銭の信託運用益		684		-	
その他		379		362	
営業外収益計			8,461		4,398
営業外費用					
支払利息		17		2	
金銭の信託運用損		-		312	
時効後支払損引当金繰入額		16		13	
為替差損		33		46	
その他		9		31	
営業外費用計			77		405
経常利益			34,397		35,141
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		20	
関係会社清算益		41		-	
株式報酬受入益		59		75	
特別利益計			126		95
特別損失					
投資有価証券等評価損		6		2	
固定資産除却損	3	9		58	
特別損失計			15		60
税引前当期純利益			34,507		35,176
法人税、住民税及び事業税			7,147		10,775
法人税等調整額			1,722		439
当期純利益			25,637		24,840

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	5,308	5,308	5,308
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	29	29	29
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5 . 消費税等の会計処理方法 6 . 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
---	---

【 未適用の会計基準等 】

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年 2月16日）
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年 2月16日）

（1）概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

（2）適用予定日

2019年 3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年 3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年 3月30日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）適用予定日

2022年３月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【表示方法の変更に関する注記】

（貸借対照表）

前事業年度において、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していた「関係会社未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他未払金」に表示していた4,438百万円は、「関係会社未払金」4,438百万円として組み替えております。

【注記事項】

貸借対照表関係

前事業年度末 (2017年３月31日)	当事業年度末 (2018年３月31日)
１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 938百万円	１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円
２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 681百万円 器具備品 3,331 合計 4,013	２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200

損益計算書関係

前事業年度 (自 2016年４月１日 至 2017年３月31日)	当事業年度 (自 2017年４月１日 至 2018年３月31日)
１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 5,252百万円 支払利息 17	１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2
２．役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	２．役員報酬の範囲額 (同左)

3. 固定資産除却損		3. 固定資産除却損	
建物	-百万円	建物	4百万円
器具備品	0	器具備品	0
ソフトウェア	9	ソフトウェア	53
合計	9	合計	58

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2016年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 6,790円

基準日 2016年3月31日

効力発生日 2016年6月24日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

2016年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額 3,064百万円

1株当たり配当額 594円87銭

効力発生日 2016年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額 282百万円

1株当たり配当額 54円93銭

効力発生日 2016年10月27日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額 87百万円

1株当たり配当額 16円89銭

効力発生日 2016年10月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

金融商品関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2017年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
関係会社未払金	4,438	4,438	-
その他未払金	687	687	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-

負債計	20,578	20,578	-
-----	--------	--------	---

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,233百万円、関係会社株式8,124百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	15,700	-	-	-

合計	91,843	-	-	-
----	--------	---	---	---

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-
その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2016年 4 月 1 日 至 2017年 3 月31日）

1．売買目的有価証券(2017年 3 月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2017年 3 月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2017年 3 月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2017年 3 月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-

合計	15,700	15,700	-
----	--------	--------	---

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2016年４月１日 至 2017年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年４月１日 至 2018年３月31日）

１．売買目的有価証券(2018年３月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2018年３月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2018年３月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2018年３月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年４月１日 至 2018年３月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2016年４月１日 至 2017年３月31日)
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 ２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
その他	8
退職給付債務の期末残高	19,546

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
年金資産の期末残高	16,572

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
年金資産	16,572
	5
非積立型制度の退職給付債務	2,967
未積立退職給付債務	2,973
未認識数理計算上の差異	2,992
未認識過去勤務費用	371
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
退職給付引当金	2,947
前払年金費用	2,594
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	889 百万円
利息費用	125
期待運用収益	394
数理計算上の差異の費用処理額	412
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	993

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2017年3月31日)	当事業年度末 (2018年3月31日)																																																																																								
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,345</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>913</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>417</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>110</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価減</td><td>247</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>212</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>171</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>166</td></tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td><td>148</td></tr> <tr> <td>未払子会社役務提供費用</td><td>-</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>85</td></tr> <tr> <td>関係会社株式譲渡益</td><td>88</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>274</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,183</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>739</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,444</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td><td>18</td></tr> <tr> <td> 前払年金費用</td><td>804</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>822</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>2,621</td></tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,345	退職給付引当金	913	投資有価証券評価減	417	未払事業税	110	関係会社株式評価減	247	ゴルフ会員権評価減	212	減価償却超過額	171	時効後支払損引当金	166	子会社株式売却損	148	未払子会社役務提供費用	-	未払社会保険料	85	関係会社株式譲渡益	88	その他	274	繰延税金資産小計	4,183	評価性引当額	739	繰延税金資産合計	3,444	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	18	前払年金費用	804	繰延税金負債合計	822	繰延税金資産の純額	2,621	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,434</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>910</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>417</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>409</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価減</td><td>247</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>207</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>171</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>169</td></tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td><td>148</td></tr> <tr> <td>未払子会社役務提供費用</td><td>121</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>107</td></tr> <tr> <td>関係会社株式譲渡益</td><td>-</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>197</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,543</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>735</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,808</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td><td>5</td></tr> <tr> <td> 前払年金費用</td><td>728</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>733</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>3,074</td></tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,434	退職給付引当金	910	投資有価証券評価減	417	未払事業税	409	関係会社株式評価減	247	ゴルフ会員権評価減	207	減価償却超過額	171	時効後支払損引当金	169	子会社株式売却損	148	未払子会社役務提供費用	121	未払社会保険料	107	関係会社株式譲渡益	-	その他	197	繰延税金資産小計	4,543	評価性引当額	735	繰延税金資産合計	3,808	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	5	前払年金費用	728	繰延税金負債合計	733	繰延税金資産の純額	3,074
繰延税金資産	百万円																																																																																								
賞与引当金	1,345																																																																																								
退職給付引当金	913																																																																																								
投資有価証券評価減	417																																																																																								
未払事業税	110																																																																																								
関係会社株式評価減	247																																																																																								
ゴルフ会員権評価減	212																																																																																								
減価償却超過額	171																																																																																								
時効後支払損引当金	166																																																																																								
子会社株式売却損	148																																																																																								
未払子会社役務提供費用	-																																																																																								
未払社会保険料	85																																																																																								
関係会社株式譲渡益	88																																																																																								
その他	274																																																																																								
繰延税金資産小計	4,183																																																																																								
評価性引当額	739																																																																																								
繰延税金資産合計	3,444																																																																																								
繰延税金負債																																																																																									
その他有価証券評価差額金	18																																																																																								
前払年金費用	804																																																																																								
繰延税金負債合計	822																																																																																								
繰延税金資産の純額	2,621																																																																																								
繰延税金資産	百万円																																																																																								
賞与引当金	1,434																																																																																								
退職給付引当金	910																																																																																								
投資有価証券評価減	417																																																																																								
未払事業税	409																																																																																								
関係会社株式評価減	247																																																																																								
ゴルフ会員権評価減	207																																																																																								
減価償却超過額	171																																																																																								
時効後支払損引当金	169																																																																																								
子会社株式売却損	148																																																																																								
未払子会社役務提供費用	121																																																																																								
未払社会保険料	107																																																																																								
関係会社株式譲渡益	-																																																																																								
その他	197																																																																																								
繰延税金資産小計	4,543																																																																																								
評価性引当額	735																																																																																								
繰延税金資産合計	3,808																																																																																								
繰延税金負債																																																																																									
その他有価証券評価差額金	5																																																																																								
前払年金費用	728																																																																																								
繰延税金負債合計	733																																																																																								
繰延税金資産の純額	3,074																																																																																								
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.1%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>6.2%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>25.7%</td></tr> </table>	法定実効税率	31.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%	タックスヘイブン税制	0.7%	外国税額控除	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	その他	0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>3.4%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>1.8%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>29.3%</td></tr> </table>	法定実効税率	31.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%	タックスヘイブン税制	1.8%	外国税額控除	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	その他	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%																																																				
法定実効税率	31.0%																																																																																								
(調整)																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%																																																																																								
タックスヘイブン税制	0.7%																																																																																								
外国税額控除	0.2%																																																																																								
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%																																																																																								
その他	0.2%																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7%																																																																																								
法定実効税率	31.0%																																																																																								
(調整)																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%																																																																																								
タックスヘイブン税制	1.8%																																																																																								
外国税額控除	0.2%																																																																																								
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%																																																																																								
その他	0.4%																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%																																																																																								

セグメント情報等

前事業年度(自 2016年 4 月 1 日 至 2017年 3 月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	24,500	短期借入金	-
							資金の返済	24,500		
							借入金利息の支払	17	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソフトウェア開発の委託等(*2)	787	未払費用	-

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	33,019	未払手数料	4,486

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。なお、株式会社野村総合研究所は、2016年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息 の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

１株当たり情報

前事業年度 (自 2016年４月１日 至 2017年３月31日)		当事業年度 (自 2017年４月１日 至 2018年３月31日)	
１株当たり純資産額	16,867円41銭	１株当たり純資産額	16,714円33銭
１株当たり当期純利益	4,977円49銭	１株当たり当期純利益	4,822円68銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 25,637百万円 普通株式に係る当期純利益 25,637百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株		１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 24,840百万円 普通株式に係る当期純利益 24,840百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	

【重要な後発事象】

当社は、2018年4月6日付で、香港の金融持株会社である8 Limited（エイト・リミテッド、以下「エイト・リミテッド」）の株式の14.9%を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社（以下「エイト証券」）の株式の78.3%を取得しました。当社のエイト・リミテッド及びエイト証券に対する出資額は、それぞれ約11億円及び約16億円であり、いずれも4月上旬に払込みを行っております。

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」とにおいて同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証

券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2018年7月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280百万円	
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
ごうぎん証券株式会社	3,000百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
ほくほくTT証券株式会社	1,250百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 2018年7月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

<再信託受託者の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金 : 10,000百万円
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2018年 3月16日	有価証券届出書の訂正届出書
2018年 3月16日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2018年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻 井 雄一郎
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津 村 健二郎
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年4月6日付でエイト・リミテッドの株式を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社の株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7）の2017年6月23日から2018年7月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーブル7）の2018年7月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7）の2017年6月23日から2018年7月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ブル・ベア セレクト7（米国株スーパーベア7）の2018年7月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7）の2017年6月23日から2018年7月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ブル7）の2018年7月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7）の2017年6月23日から2018年7月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ブル・ベア セレクト7（米国国債4倍ベア7）の2018年7月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7）の2017年6月23日から2018年7月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ブル・ベア セレクト7（円安ドル高トレンド7）の2018年7月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7）の2017年6月23日から2018年7月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ブル・ベア セレクト7（円高ドル安トレンド7）の2018年7月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）の2017年6月23日から2018年7月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ブル・ベア セレクト7（円安ユーロ高トレンド7）の2018年7月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）の2017年6月23日から2018年7月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ブル・ベア セレクト7（円高ユーロ安トレンド7）の2018年7月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）の2017年6月23日から2018年7月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ブル・ベア セレクト7（円安豪ドル高トレンド7）の2018年7月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）の2017年6月23日から2018年7月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ブル・ベア セレクト7（円高豪ドル安トレンド7）の2018年7月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）の2017年6月23日から2018年7月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ブル・ベア セレクト7（マネー ポートフォリオ7）の2018年7月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。